

大坂金蔵拝借帳について

大野 瑞男

はじめに

- 一 大坂金蔵拝借帳の書式と概要
 - 二 大坂金蔵拝借帳の内容
 - 三 大坂金蔵勘定帳との比較
 - 四 大坂金蔵拝借帳の特質と意義
- おわりに

はじめに

先に『三井文庫論叢』第四九号（二〇一五年）に「大坂金蔵の性格と収支」と題して拙文を掲載させて戴いた。そこには大坂金蔵に関する新史料として三点の史料を挙げ、そのうち享和二年（一八〇二）分と天保四年（一八三三）分の「大坂御金蔵金銀并灰吹銀納払御勘定帳」を分析の対象とした。天保四年分ものは三井文庫所蔵（参考図書D九二二—一五八）であるが、享和二年分ものは広島県立文書館所蔵である。その際、三井文庫所蔵「享和三亥年分大坂御金蔵

金銀拝借帳」は紙数や時間の関係で分析の対象から省き、今後の課題としたが、今回再び三井文庫のご好意によりその分析結果をここに報告させて戴くのである。

「享和三亥年分大坂御金蔵金銀拝借帳」は公益財団法人三井文庫所蔵の参考図書D九二二―四一で、本紙六一丁・表紙・裏表紙から成る縦三一七ミリ×横二二七ミリの縦帳である。

この史料は、帳面の袋書によれば、慶応四年（一八六八）幕末戦争で大坂城内の火薬庫が爆発、市民が略奪の際、茶店の摂津西成郡川崎村松本安兵衛より大阪市北区富田町松本直七が貰い受け、明治三十六年（一九〇三）市役所古書調査の際差し出し、昭和八年（一九三三）三井文庫へ寄託された由とある。

この「享和三亥年分大坂御金蔵金銀拝借帳」（以下拝借帳と略す）は、文化元年（一八〇四）十一月大坂町奉行水野若狭守忠道・同佐久間備後守信近・勝屋庄左衛門成庸（役職不詳）・大坂金奉行高野一郎左衛門某・石川七左衛門乗加（大番カ）・大坂蔵奉行日根野甚五郎某が幕府勘定所に提出し、勘定奉行柳生主膳正久通・中川飛驒守忠英・石川左近将監忠房・小笠原和泉守長幸・松平兵庫頭信行、勘定吟味役河尻甚五郎春之・鈴木門三郎正勝・岡松八右衛門久綱・金沢瀬兵衛千秋・村垣左太夫軌文・羽田藤右衛門保定、勘定組頭服部専蔵保定・男谷平蔵某・中川文三郎長政・芝与市右衛門正盛が、拝借金銀の返納分は、御金蔵御勘定帳を元に組み仕上げあるべきことを奥書し、水野若狭守ら六人に宛てた本書である。なお人名については初出のみ諱を注記し、二度目以降はこれを省略し、諱不詳は某とした。また諱・役職は原文にはなく、編者が調査の上記したものである。

この拝借帳は江戸幕府財政史料の中でも同種の史料がほかには全くなく、唯一独特のものである（拙編著『江戸幕府財政史料集成』上下・吉川弘文館・二〇〇八年参照）。

先に分析を加えた大坂金蔵勘定帳は少なくとも近世後期には毎年大坂において作成され、江戸の幕府勘定所へ提出、

老中・若年寄・勘定奉行・勘定吟味役・勘定組頭の査閲・奥書を経て大坂に返されたもので、偶然その二冊が湮滅をまねかれて今回発見・紹介されることになったと言えよう。これに対してこの拝借帳は勘定奉行・勘定吟味役・勘定組頭の奥書はあるが老中・若年寄の査閲は経っていない。拝借金銀の返納分は、その年々の御金蔵御勘定帳を元に組み仕上げあるべきこととあり、大坂金蔵勘定帳を毎年作成することを証拠立ててはいるが、拝借帳を毎年作成するとは書いていない。

それではこの拝借帳作成の契機は何か。それは前年享和二年七月に大坂周辺を襲った洪水であろうと思われる。享和二年六月二十八日以来風雨やまず、七月に摂津・河内両国の淀川沿岸の堤防四三か所が決壊、天満橋など五橋が落ちた（『大阪編年史』第一四卷）。洪水の村々は河内・摂津二三七か村一万七〇五〇石四斗五合という記録もある（三井文庫史料叢書『大坂両替店「聞書」1』寛延四年〜文化四年）。拝借帳の末尾享和二年十一月以降の三四口は代官所・預所の水難救済のための拝借返納である。

また東北日本を中心とした天明飢饉の被害もこの地域に及んだこともあったと思われ、天明七年（一七八七）を中心とした代官所夫食種粃農具代も一五口みえる。

一つ書き以前の残金銀記載を除き、残金銀が記されていない口が六六口あり、拝借時の金銀がそのまま残金銀となっていることを示している。とりわけ享和元年以降の口は、布施孫三郎①と池田仙九郎②の二口を除いて五〇口全てが残金銀を記していない。拝借が拝借帳成立時に近く、かつ拝借事由が享和二年の水難救済であったからであろう。そして拝借金銀から残金銀を引いた金銀が返納金銀であるが、金二万〇七七両四九一七、銀三二二三貫四〇六匁一七一、合計金換算七万二八五四両二六一二となり、これが返納額で拝借金銀の二一・〇九%に当たる。

従って拝借帳は、このような時期に拝借金銀の事実確認と整理のために特別に作成されたものと、推定しておきたい。

一 大坂金蔵拝借帳の書式と概要

| 拝借金 両 | 拝借銀貫 匁 | 残金 両 | 残銀 貫 匁 |
|-------------|---------------|-------------|---------------|
| 895.5000 | | 731.5000 | |
| 172.9350 | | 49.9350 | |
| 456.3218 | | 251.3218 | |
| 256.0000 | | 215.0000 | |
| | 19,000.000 | | 17,770.000 |
| | 124,680.000 | | 116,480.000 |
| | 93,920.475 | | 69,320.475 |
| 2,000.0000 | | 1,924.0000 | |
| 405.0000 | 45,500.000 | 376.5000 | 43,220.000 |
| | 196,000.000 | | 11,229.450 |
| | 945,750.000 | | 945,750.000 |
| | 895,500.000 | | 895,500.000 |
| | 600,000.000 | | 600,000.000 |
| | 1,800,000.000 | | 1,452,500.000 |
| 30,000.0000 | 600,000.000 | 30,000.0000 | 292,000.000 |
| | 156,771.800 | | 15,677.328 |
| | 900,000.000 | | 90,000.000 |
| | 200,000.000 | | 15,891.854 |
| | 1,200,000.000 | | 103,754.344 |
| | 72,000.000 | | 72,000.000 |
| 1,000.0000 | 51,000.000 | 1,000.0000 | 51,000.000 |
| | 5,237.300 | | 5,237.300 |
| | 103,000.000 | | 103,000.000 |
| | 402.480 | | 228.072 |
| | 5,987.250 | | 3,392.775 |
| | 269.283 | | 152.595 |
| | 195.520 | | 110.786 |
| | 6,428.830 | | 3,642.995 |

この拝借帳は、宇治茶師の御物茶師・御袋御通茶師・御通茶師・上林味トの四口が寛文九年（一六六九）拝借のうち不納の分、次いで上林味ト・御物茶師・御通茶師の三口が延宝三年（一六八一）拝借のうち不納の分、上林内記二口の延宝八年拝借不納の分で、以下は不納の分の記載がなくなり、ほぼ拝借の年代順に、享和三年（一八〇三）十月まで記

大坂金蔵拝借帳について（大野）

表 1 表 享和三亥年分大坂御金蔵金銀拝借帳（年代・事由・拝借金銀・残金銀）

| 拝借人 | 年代 | 事由 |
|--------------------------------|------------------------|-------------------|
| 御物茶師 7人① | 寛文 9 年拝借不納分 宝暦13年より | 拝借金返納 |
| 御袋御通茶師 7 人 | 寛文 9 年拝借不納分 宝暦13年より | 拝借金返納 |
| 御通茶師22人① | 寛文 9 年拝借不納分 宝暦13年より | 拝借金返納 |
| 上林味ト（茶師）① | 寛文 9 年拝借不納分 宝暦13年より | 拝借金返納 |
| ” ② | 延宝 3 年拝借不納分 宝暦13年より | 拝借金返納 |
| 御物茶師 7 人② | 延宝 3 年拝借不納分 宝暦13年より | 拝借金返納 |
| 御通茶師29人② | 延宝 3 年拝借不納分 宝暦13年より | 拝借金返納 |
| 上林内記（上林竹庵子孫）① | 延宝 8 年拝借不納分 宝暦13年より | 拝借金返納 |
| ” ② | 延宝 8 年拝借不納分 宝暦13年より | 拝借金返納 |
| 大塚彦六（丹後久美浜代官） | 寛保 2 年10月 | 一橋御用銀利付貸渡し利銀納 |
| 宗対馬守（対馬巖原城主）① | 延享 3 年11月 | 朝鮮信使来朝同道拝借返納 |
| ” ② | 宝暦 4 年 5 月 | 朝鮮人参通用拝借返納 |
| ” ③ | 宝暦12年 7 月 | 朝鮮人来聘永続手当返納 |
| 中村吉右衛門・平野作左衛門・長谷川長兵衛（銀座年寄） | 宝暦13年10月 | 銀座支配銅山稼ぎ方拝借返納 |
| 銀座年寄 3 人・大坂町人 2 人 | 延享元年 7 月 | 御用に付貸渡し返納 |
| 後藤庄三郎（御金改役） | 宝暦12年12月 | 大坂金蔵除金預金上納 |
| 内藤十右衛門（大坂谷町代官）・飯塚伊兵衛（大坂鈴木町代官）① | 明和元年⑫月 | 廻船御用達廻船打立て前貸返納 |
| ” ② | 明和 2 年 5 月 | 廻船御用達廻船打立て前貸返納 |
| 興津能登守（大坂町奉行） | 明和 2 年 3 月・6 月 | 大坂冥加銀地代銀町人貸渡利足上納 |
| 曲淵甲斐守（大坂町奉行） | 明和 2 年12月・2 年 4 月 | 大坂川地代銀貸付利足川手入用渡 |
| 室賀山城守（大坂町奉行）・京極伊予守（同）① | 安永 4 年⑫月 | 大坂浜納屋地冥加兵庫拝借冥加上納 |
| ” ② | 安永 5 年 1 月 | 同播磨村拝借冥加上納 |
| 佐野備後守（大坂町奉行）・小田切喜兵衛（同） | 天明 3 年 6 月 | 西宮因窮拝借冥加上納 |
| 小田切土佐守（大坂町奉行）・松平石見守（同） | 天明 8 年10月 | 大坂浜納屋地冥加兵庫拝借年季明返納 |
| 稲垣藤四郎（但馬生野代官）① | 寛政11年 9 月 | 生野銀山稼助成元銀取立上納 |
| 内藤重三郎（京都代官） | 天明 7 年 | 代官所夫食代拝借返納 |
| 小堀縫殿（京都代官）① | 天明 7 年 | 代官所夫食代拝借返納 |
| ” ② | 天明 7 年 | 代官所種粳代拝借返納 |
| 石原清左衛門（近江大津代官）① | 天明 7 年 | 代官所農具代拝借返納 |
| ” ② | 天明 7 年 | 代官所夫食代拝借返納 |

| 拝借金 両 | 拝借銀貫 匁 | 残金 両 | 残銀 貫 匁 |
|-------------|-------------|-------------|-------------|
| | 9,023.100 | | 5,338.717 |
| | 24,871.930 | | 14,481.980 |
| | 39.110 | | 22.171 |
| | 4,872.112 | | 2,917.602 |
| | 2,122.800 | | 1,202.920 |
| | 18,869.000 | | 10,828.585 |
| | 155.106 | | 87.883 |
| | 359.040 | | 203.456 |
| | 83.160 | | 49.920 |
| | 18,091.200 | | 10,251.680 |
| 25.0000 | 30,769.700 | 15.0000 | 6,154.100 |
| 5,000.0000 | | 500.0000 | |
| 2,500.0000 | | 2,250.0000 | |
| 1,433.5000 | | 860.1000 | |
| 5,090.5000 | | 5,090.5000 | |
| 909.5000 | | 454.7500 | |
| 1,253.2000 | | 1,190.5400 | |
| 1,200.0000 | | 600.0000 | |
| 1,500.0000 | | 1,500.0000 | |
| 2,400.0000 | | 1,200.0000 | |
| 2,400.0000 | | 900.0000 | |
| 1,776.0000 | | 888.0000 | |
| 5,000.0000 | | 2,500.0000 | |
| 5,000.0000 | | 1,000.0000 | |
| 5,000.0000 | | 1,500.0000 | |
| 10,000.0000 | 341,186.190 | 10,000.0000 | 341,186.190 |
| 130.0000 | | 130.0000 | |
| 12,017.0000 | | 12,017.0000 | |
| 10,000.0000 | 4,003.400 | 10,000.0000 | 2,402.170 |
| 603.0000 | | 482.4000 | |
| | 1,513.400 | | 1,210.712 |
| 10,000.0000 | | 10,000.0000 | |
| 6,226.0000 | 73.955 | 6,226.0000 | 73.955 |
| 2.9085 | | 2.3268 | |
| | 173.800 | | 173.800 |
| | 19,109.000 | | 19,109.000 |
| 14,000.0000 | | 14,000.0000 | |

され、最後に合計金銀、残金銀額が記され、文化元年（一八〇四）十一月の勘定所宛の奥書となっている。

拝借帳は一つ書きの口ごとに、拝借年月、拝借金銀、拝借人氏名、享和三年までの返納額、同年納額、残金銀、是者書きで事由、そして添状または裏判手形の氏名等が記されている。一つ書きの前に引請高や返納済が記される場合もある。金の中には小判（金と表記）と二朱判がある。

第1表は拝借帳の記載順の口ごとに、拝借人・年代・事由・事由・拝借金額・拝借銀額・残金額・残銀額を示した。同じ拝借人が複数の口に分かれている場合は口数の順序を○数字で囲んだ。金は両以下が分や永で記されるが、小数点に直し

大坂金蔵拝借帳について（大野）

| 拝借人 | 年代 | 事由 |
|-----------------------|-----------|--------------------|
| 鈴木新吉（京都町奉行） | 寛政元年 | 代官所夫食代拝借返納 |
| 羽倉権九郎（大坂鈴木町代官）① | 天明7年 | 代官所夫食代拝借返納 |
| 〃 ② | 天明4年 | 代官所農具代拝借返納 |
| 〃 ③ | 天明7年 | 代官所種粳代拝借返納 |
| 〃 ④ | 天明7年 | 代官所夫食代拝借返納 |
| 竹垣三右衛門（大坂谷町代官）① | 天明7年 | 代官所夫食代拝借返納 |
| 〃 ② | 天明6年 | 代官所農具代拝借返納 |
| 〃 ③ | 天明7年 | 代官所夫食代拝借返納 |
| 稲垣藤四郎（但馬生野代官）② | 天明4年 | 代官所夫食代拝借返納 |
| 揖斐造酒助（豊後日田代官） | 天明6年 | 代官所夫食代拝借返納 |
| 石谷肥前守（禁裏付） | 寛政4年11月 | 江戸拝領屋敷類焼拝借返納 |
| 松平石見守（大坂町奉行）・坂部能登守（同） | 寛政4年②月・6月 | 患水吐自普請入用拝借返納 |
| 佐竹右京大夫（出羽久保田城主）家来① | 寛政4年8月 | 秋田銅山新規普請稼方入用拝借返納 |
| 稲垣藤四郎（但馬生野代官）③ | 寛政4年5月 | 生野銀山水抜普請手当貸付利息 |
| 〃 ④ | 寛政11年9月 | 西国中国筋式朱判通用貸付返納 |
| 〃 ⑤ | 寛政11年9月 | 西国中国筋式朱判通用貸付返納 |
| 〃 ⑥ | 寛政11年9月 | 西国中国筋式朱判通用貸付返納 |
| 布施孫三郎（但馬生野代官）① | 文化元年6月 | 西国中国筋式朱判通用貸付返納 |
| 大岡源右衛門（石見大森代官） | 寛政12年 | 石見備後式朱判通用貸付返納 |
| 重田又兵衛（美作久世代官）① | 文化元年4月 | 中国筋式朱判通用貸付返納 |
| 柘植又左衛門（備中倉敷代官）① | 寛政3年 | 備中讃岐伊予式朱判通用貸付返納 |
| 野村権九郎（丹後久美浜代官）① | 寛政3年 | 丹後但馬美作式朱判通用貸付返納 |
| 高木作右衛門（長崎代官） | 寛政4年 | 肥前式朱判通用貸付返納 |
| 堀田相模守（京都所司代） | 寛政5年2月 | 京都引越拝借返納 |
| 佐竹右京大夫（出羽久保田城主）家来② | 寛政5年4月 | 秋田銅山新規普請稼方入用拝借返納 |
| 〃 ③ | 寛政6年6月 | 秋田銅山新規普請稼方入用拝借返納 |
| 松平豊後守（薩摩鹿児島城主島津齊宣） | 寛政6年12月 | 用費重り上納以後難儀拝借返納 |
| 山口丹波守（大坂町奉行）・成瀬因幡守（同） | 寛政9年6月 | 為替取扱人へ下金大坂貸付利銀元銀返納 |
| 稲垣藤四郎（但馬生野代官）⑦ | 寛政11年2月 | 阿瀬銀山手当下金貸付元金上納 |
| 柘植又左衛門（備中倉敷代官）② | 寛政11年9月 | 荒地手当貸付利息上納 |
| 野村権九郎（丹後久美浜代官）② | 寛政11年11月 | 荒地手当貸付利息上納 |
| 小堀縫殿（京都代官）③ | 寛政12年5月 | 代官所旱魃種粳代拝借返納 |
| 早川八郎左衛門（美作久世代官） | 寛政12年5月 | 代官所旱損手当拝借返納 |
| 池田仙九郎（大坂谷町代官）① | 寛政12年6月 | 当分預所夫食代拝借返納 |
| 三井孫十郎（紀州家臣または町人）① | 享和元年6月 | 紀伊領分砂糖製作手当拝借返納 |
| 水野若狭守（大坂町奉行）・佐久間左京（同） | 享和元年6月 | 為替取扱人へ下金大坂貸付残銀返納 |
| 池田仙九郎（大坂谷町代官）② | 享和元年6月 | 代官所百姓家類農具代拝借返納 |
| 〃 ③ | 享和元年 | 同夫食代拝借返納 |
| 脇坂淡路守（播磨龍野城主）家来 | 享和元年12月 | 預所水損手当拝借返納 |
| 小堀縫殿（京都代官）④ | 享和元年 | 取扱荒地起返手当返納 |

て記載した。

添状・裏判手形を行った者は複数で役職の記載もない。彼らは拝借当時の勘定奉行・勘定吟味役・勘定組頭で、印状を添えた勘定組頭もいる。

別に老中が裏判手形をしているのは七口四名で、京都所司代堀田相模守正順が一口、対馬嚴原城主宗対馬守義如が三口、薩摩鹿兒島城主松平豊後守（島津齊宣）が一口、三井孫十郎二口である。

京都所司代堀田相模守は京都引越につき拝借とあり、上司である老中の裏判手形、松平豊後守と記される島津齊宣は

| 拝借金 両 | 拝借銀貫 匁 | 残金 両 | 残銀 貫 匁 |
|-------------|------------|-------------|------------|
| 10,780.0000 | | 10,780.0000 | |
| 2,500.0000 | | 2,500.0000 | |
| 4,640.0000 | | 4,640.0000 | |
| 2,500.0000 | | 2,500.0000 | |
| 5,440.0000 | | 5,440.0000 | |
| 5,000.0000 | | 5,000.0000 | |
| 4,640.0000 | | 4,640.0000 | |
| 4,640.0000 | | 4,640.0000 | |
| 10,000.0000 | | 10,000.0000 | |
| 250.0000 | | 250.0000 | |
| | 19,929.300 | | 19,929.300 |
| | 24,744.300 | | 24,744.300 |
| | 12,296.200 | | 12,296.200 |
| | 21,320.600 | | 21,320.600 |
| 87.0000 | | 87.0000 | |
| | 3,566.200 | | 3,566.200 |
| | 19,550.600 | | 19,550.600 |
| | 1,378.100 | | 1,378.100 |
| | 23,722.500 | | 23,722.500 |
| | 1,125.000 | | 1,125.000 |
| 4,640.0000 | | 4,640.0000 | |
| 4,800.0000 | | 4,800.0000 | |
| 64.7025 | | 64.7025 | |
| 34.8075 | 350.600 | 34.8075 | 350.600 |
| | 19,929.300 | | 19,929.300 |
| | 12,296.200 | | 12,296.200 |
| | 16,948.100 | | 16,948.100 |
| | 24,669.300 | | 24,669.300 |
| 24.7800 | | 24.7800 | |
| 24.9550 | | 24.9550 | |
| | 22,511.200 | | 22,511.200 |
| | 17,910.000 | | 17,910.000 |
| | 6,099.500 | | 6,099.500 |
| | 6,714.800 | | 6,714.800 |
| | 8,659.600 | | 8,659.600 |
| | 2,504.160 | | 2,504.160 |
| | 6,889.500 | | 6,889.500 |

大坂金蔵拝借帳について（大野）

| 拝借人 | 年代 | 事由 |
|-------------------|---------|--------------------|
| 石原庄三郎（近江大津代官）① | 享和元年 | 取扱荒地起返手当返納 |
| 篠山十兵衛（大坂鈴木町代官）① | 享和元年12月 | 小児養育荒地起返手当貸付返納 |
| 〃 ② | 享和元年 | 生野銀山水抜荒地起返手当貸付利息返納 |
| 池田仙九郎（大坂谷町代官）④ | 享和元年12月 | 小児養育荒地起返手当貸付返納 |
| 〃 ⑤ | 享和元年 | 生野銀山水抜荒地起返手当貸付利息返納 |
| 木村周蔵（大坂鈴木町代官）① | 享和元年12月 | 小児養育荒地起返手当貸付返納 |
| 柘植又左衛門（備中倉敷代官）③ | 享和元年 | 生野銀山水抜荒地起返手当貸付利息返納 |
| 重田又兵衛（美作久世代官）② | 享和元年 | 生野銀山水抜荒地起返手当貸付利息返納 |
| 三井孫十郎（紀州家臣または町人）② | 享和2年7月 | 紀伊領分砂糖製作手当拝借返納 |
| 石原庄三郎（近江大津代官）② | 享和2年8月 | 代官所困窮救拝借返納 |
| 篠山十兵衛（大坂鈴木町代官）③ | 享和2年11月 | 代官所預所水損夫食拝借返納 |
| 池田仙九郎（大坂谷町代官）⑥ | 享和2年11月 | 代官所預所夫食拝借返納 |
| 木村周蔵（大坂鈴木町代官）② | 享和2年11月 | 代官所夫食代拝借返納 |
| 上林六郎（山城宇治代官）① | 享和2年11月 | 代官所急夫食代拝借返納 |
| 加納遠江守（伏見奉行）① | 享和2年11月 | 伏見宿本陣洪水拝借返納 |
| 小堀縫殿（京都代官）⑤ | 享和2年11月 | 代官所夫食代拝借返納 |
| 石原庄三郎（近江大津代官）③ | 享和2年11月 | 代官所水難急夫食代拝借返納 |
| 上林六郎（山城宇治代官）② | 享和2年12月 | 代官所急夫食代拝借返納 |
| 永井日向守（摂津高槻城主）家来① | 享和2年12月 | 預所急夫食代拝借返納 |
| 小堀縫殿（京都代官）⑥ | 享和2年12月 | 代官所当分預所夫食代拝借返納 |
| 布施孫三郎（但馬生野代官）② | 享和3年3月 | 生野銀山水抜荒地起返手当貸付利息返納 |
| 〃 ③ | 享和3年1月 | 生野銀山水抜荒地起返手当貸付利息返納 |
| 石原庄三郎（近江大津代官）④ | 享和3年1月 | 代官所水難流失壊家小屋掛拝借返納 |
| 木村周蔵（大坂鈴木町代官）③ | 享和3年1月 | 代官所水難夫食代拝借返納 |
| 篠山十兵衛（大坂鈴木町代官）④ | 享和3年①月 | 代官所預所水難壊家小屋掛拝借返納 |
| 〃 ⑤ | 享和3年①月 | 代官所預所水損再夫食拝借返納 |
| 木村周蔵（大坂鈴木町代官）④ | 享和3年①月 | 代官所水難再夫食代拝借返納 |
| 石原庄三郎（近江大津代官）⑤ | 享和3年①月 | 代官所水難再夫食代拝借返納 |
| 池田仙九郎（大坂谷町代官）⑦ | 享和3年①月 | 代官所預所再々夫食代拝借返納 |
| 〃 ⑧ | 享和3年①月 | 代官所預所水難小屋掛拝借返納 |
| 永井日向守（摂津高槻城主）家来② | 享和3年①月 | 預所出水壊家小屋掛拝借返納 |
| 〃 ③ | 享和3年2月 | 預所再夫食代拝借返納 |
| 加納遠江守（伏見奉行）② | 享和3年3月 | 預所水難相続拝借返納 |
| 篠山十兵衛（大坂鈴木町代官）⑥ | 享和3年4月 | 代官所預所水損種代拝借返納 |
| 木村周蔵（大坂鈴木町代官）⑤ | 享和3年4月 | 代官所水難種代拝借返納 |
| 石原庄三郎（近江大津代官）⑥ | 享和3年4月 | 代官所水難種代拝借返納 |
| 上林六郎（山城宇治代官）③ | 享和3年4月 | 代官所種代拝借返納 |
| 池田仙九郎（大坂谷町代官）⑨ | 享和3年4月 | 元代官所預所水難種代拝借返納 |

多分の用費と難儀拝借という名目であるが、琉球使節参府同道および禁裏造営助役に対してである。宗対馬守は朝鮮通信使来聘手当、同道拝借、朝鮮人参通用のための三口で、島津氏・宗氏二家を持つ独特の外交任務に対する拝借金であり、特に老中の裏判手形がなされる。また三井孫十郎二口は紀伊殿領分の砂糖製作手当拝借であり、紀伊殿が御三家の一であるので老中の裏判手形がなされたのと思われる。禁裏付石谷肥前守清茂は江戸拝領屋敷類焼への拝借金であるが、裏判手形は京都所司代堀田相模守である。額は少額であるが、禁裏付という役職上所司代が裏判手形を出したのである。そしてこれらには併せて勘定奉行・勘定吟味役らの添状が加えられているのである。

拝借人は全部で一一四口であり、そのうちの五例は二口、ほかに三例は日付が二つあるので二口とも見える。最も多い口数を占めるのは代官で七四口、全口数の六五パーセントを占める。

代官は、全て畿内筋以西に陣屋を持つ者のうち、東から西に挙げると、近江大津代官石原清左衛門正範・同石原庄三郎正通、京都代官内藤重四郎忠恕・同小堀縫殿邦明、山城宇治代官上林六郎久忠、大坂谷町代官内藤十右衛門忠尚・同竹垣三右衛門直温・同池田仙九郎但季、大坂鈴木町代官飯塚伊兵衛英長・同羽倉権九郎秘救・同篠山十兵衛景義・同木村周蔵光休、丹後久美浜代官大塚彦六時睦・同野村権九郎正福、但馬生野代官稲垣藤四郎富強・同布施孫三郎義容、美作久世代官重田又兵衛信征・同早川八郎左衛門正紀、備中倉敷代官柘植又左衛門竹苞、石見大森代官大岡源右衛門孟清、豊後日田代官揖斐造酒助政恒、長崎代官高木作右衛門忠任の一二代官所で七四口二二名に上る。うち大坂代官は二人連名が二口ある。

| 拝借金 両 | 拝借銀貫 匁 | 残金 両 | 残銀 貫 匁 |
|--------------|------------------------------------|--------------|------------------------------------|
| | 11,068.200 7,351.800 | | 11,068.200 7,351.800 |
| 19.8100 | | 19.8100 | |
| | 11,902.500 937.500 4,680.000 | | 11,902.500 937.500 4,680.000 |
| 198,738.4203 | 8,806,013.941 | 177,940.9286 | 5,632,607.875 |

大坂金蔵拝借帳について（大野）

| 拝借人 | 年代 | 事由 |
|------------------|---------|--------------------|
| 永井日向守（撰津高槻城主）家来④ | 享和3年4月 | 預所種切代拝借返納 |
| 小堀縫殿（京都代官）⑦ | 享和3年6月 | 代官所預所水難作夫食代拝借返納 |
| “ ⑧ | 享和3年6月 | 代官所預所水難流壊家小屋掛料拝借返納 |
| 上林六郎（山城宇治代官）④ | 享和3年7月 | 代官所再夫食代拝借返納 |
| “ ⑤ | 享和3年7月 | 代官所再夫食代拝借返納 |
| 柘植又左衛門（備中倉敷代官）④ | 享和3年10月 | 代官所自普請手当拝借返納 |
| 合計 | | |

注）月〇囲みは閏月。残銀計算合計は5,632,607.875となり6厘多い。

御物御茶師・御袋御通御茶師・御通御茶師・上林味卜・上林内記の山城宇治の茶師たちは九口、うち御物御茶師七人二口、御袋御通御茶師七人一口、御通御茶師二人一口・二人一口、上林味卜二口、上林内記二口である。

京都所司代堀田相模守正亮が一口一名、大坂町奉行興津能登守忠通・曲淵甲斐守景衡・室賀山城守正之・京極伊予守高主・佐野備後守政親・小田切喜兵衛直年（のち小田切土佐守）・松平石見守貴強・坂部能登守広吉・山口丹波守直清・成瀬因幡守正存・水野若狭守忠通・佐久間左京（のち備後守）信近の二名連名九口中七口一三名、京都町奉行鈴木新吉正義一口一名、伏見奉行加納遠江守久周二口一名、禁裏付石谷肥前守清茂一口一名、対馬嚴原城主宗対馬守義如三口一名、撰津高槻城主永井日向守直進家来四口一名、松平豊後守（薩摩鹿兒島城主島津斉宣）一口一名、出羽久保田城主佐竹右京大夫義和家来三口一名、播磨龍野城主脇坂淡路守安董家来一口一名、銀座年寄三人一口、銀座年寄三人と大坂町人二人で一口、御金改役後藤庄三郎一口、三井孫十郎（紀州家臣または町人）二口一名の一一四口である。

「大坂御金蔵金銀并灰吹銀納払御勘定帳」では大名預所がある程度の比率を占めていたが、拝借帳では播磨龍野城主脇坂淡路守が美作国の預所村水難手当、撰津高槻城主永井日向守家来の河内・撰津国出水夫食種粳・小屋掛代の唯二例であり、額も多くはない。

二 大坂金蔵拝借帳の内容

御貸金銀（拝借金銀）の最初は宇治の茶師たちで、御物御茶師八人が寛文九年（一六六九）金二一〇〇両拝借し、宝永元年（一七〇四）まで返納ならびに棄捐となり、残金八九五両二分が不納につき宝暦十三年（一七六三）より一ヶ年七人にて金四両ずつ上納、享和三年（一八〇三）までの四一ヶ年分一六四両を返納して、残金は七三一両二分である。残金は皆済の年上納のように京都町奉行小林阿波守春郷・松前筑前守順広の裏判手形、勘定奉行一色安芸守政沅・石谷備後守清昌・安藤弾正少輔雄惟・牧野大隅守成賢の四人、勘定吟味役小野左太夫一吉・古坂与七郎達経・天野助次郎正景・上遠野源太郎与古の四人の添状をもって引き替えとされた。以下残金の処置は御通御茶師四四人の口まで添状の役職・人名は同じで、いずれも宝暦十三年時点である。

御袋御通御茶師九人が同じく寛文九年金五〇〇両拝借し、宝永元年まで返納ならびに棄捐となり、残金一七二両三分・銀一一匁一分（永一八五文相当）が不納につき、宝暦十三年より一ヶ年七人にて金三両ずつ上納、享和三年までの四一ヶ年分二二三両を返納して、残金は四九両三分永一八五文である。

御通御茶師三三人が同じく寛文九年金一六〇〇両拝借し、宝永元年まで返納ならびに棄捐となり、残金四五六両一分・銀四匁三分一厘（永七一文八分相当）が不納につき、宝暦十三年より一ヶ年二人にて金五両ずつ上納、享和三年までの四一ヶ年分二〇五両を返納して、残金は二五二両一分永七一文八分である。

茶師上林味卜は先祖が同じく寛文九年金五〇〇両拝借、宝永元年まで返納し、残金二五六両が不納につき、宝暦十三年より一ヶ年金一両ずつ上納、享和三年までの四一ヶ年分金四一両を返納して、残金は二一五両である。

また味卜は延宝三年（一六七五）先祖が銀二〇貫目を拝借し、同六年まで返納、残銀一九貫目が不納につき、宝曆十三年より一ヶ年銀三〇目ずつ上納、享和三年までの四一ヶ年分銀一貫二三〇目返納して、残銀は一七貫七七〇目である。御物御茶師八人が延宝三年銀一五〇貫目を拝借し、同六年まで返納ならびに棄捐となり、残銀一二四貫六八〇目が不納につき宝曆十三年より一ヶ年七人にて銀二〇〇目ずつ上納、享和三年までの四一ヶ年分銀八貫二〇〇目を返納して、残銀は一六貫四八〇目である。

御通御茶師四人が同じく延宝三年銀一五〇貫目拝借し、同六年まで返納ならびに棄捐となり、残銀九三貫九二〇目四分七厘五毛が不納につき返上仰せ付けられ、宝曆十三年より一ヶ年二九人にて銀六〇目ずつ上納、享和三年までの四一ヶ年分二四貫六〇〇目を返納して、残銀は六九貫三二〇目四分七厘五毛である。残金の処置は前項と同じである。

上林竹庵の子孫上林内記は、延宝八年竹庵が金二〇〇〇兩の拝借を仰せ付けられたところ不納につき、宝曆十三年より一ヶ年金二兩ずつ返納の積り。享和三年まで三八ヶ年分七六兩を返納、うち明和三年（一七六六）より五年までは差し延べ、残銀は一九二四兩、前項と同じ京都町奉行の裏判手形、勘定奉行・勘定吟味役らの添状をもって引き替えとされた。ただし明和三年より五年まで三ヶ年返納延期の訳については、この期の勘定奉行石谷備後守・安藤弾正少輔・牧野大隅守・小野日向守一吉・伊奈備前守忠宥、勘定吟味役古坂与七郎・上遠野源太郎・川井次郎兵衛久敬・宇田川平七定円・吉田久左衛門佳国らの添状がある。

上林内記は諱を義基といい、上林定政号竹庵の子政武の養子で、実は井伊掃部頭家臣泉三益義正の子である。この竹庵家は上林宗印久重の四男政重を祖とし、代々山城国宇治に居住し茶園を賜わり、慶長五年（一六〇〇）の関ヶ原戦いの最初伏見城に籠り鳥居元忠らと戦死している。その子政信は徳川家康に召され、代官となり製茶のことを承り、三〇〇石を知行した。なお久重の長男久茂は織田信長に仕え、天正十七年（一五八九）豊臣秀吉より宇治の茶園および田地

三九〇石を宛行われた。のち徳川家康が久茂のもとに渡り、千利休をして御殿を経営して迎えた。近江国蒲生郡のうち一〇〇石を加えられ、旧知と合わせ四九〇石となった。以来歴代代官を勤め製茶のことを承った〔『新訂寛政重修諸家譜』第十九〕。

内記はさらに延宝八年竹庵が金四五両・銀四五貫五〇〇目の拝借を仰せ付けられたところ、元禄二年（一六八九）返納残金四〇五両・銀四五貫五〇〇目不納につき、宝暦十三年より一ヶ年金三分銀六〇目ずつ上納の積り。うち二八兩二分は享和三年まで三八ヶ年返納、ただし明和三年より五年まで三ヶ年は差し延べ、残金三七六兩二分・銀四三貫二二〇目、残金銀は皆済の上右と同人の裏判手形、同人添状をもって引き替え、明和三年より五年まで三ヶ年返納延期の訳についても右同人添状がある。

さて御茶師は御物御茶師・御袋御茶師・御通御茶師の三仲ヶ間を形成し、御茶御用方の上林門太郎（峯順）家と上林又兵衛（竹庵）家のもとで御茶御用を勤めた。御物御茶師は朝廷や将軍が飲む茶（これを御物という）を茶詰めし、はじめ上林味卜など八家で組織されたが、元禄年間一一家に増員された。拝借帳寛文九年の家数は八人で、宝暦十三年は七人となっている。御袋御茶師は幕府で奉納に用いる茶を調達した上林牛加など九家で、拝借帳も寛文九年九人、宝暦十三年は七人となっている。大坂夏の陣後茶師九名が新茶を二袋ずつ家康に献上したので、二条城にて謁見し、袋茶調進を恒例とするよう命じられた。御通御茶師は本能寺の変で堺にいた家康の伊賀越えに際し茶師たちが危難を救ったことに由来する〔『宇治市史』三・一九七六年〕。江戸城で使う雑用の茶を調達し、上林権七など古くは三六家、幕末は一三ないし一四家となる。拝借帳では寛文九年三三人、宝暦十三年は二二人となっている。なお茶樹を藁束や筵で覆って育てる覆下栽培は御茶師三仲ヶ間のみに認められた。

丹後久美浜代官大塚彦六時睦は、寛保二年（一七四二）十月銀一九六貫目を、一ツ橋殿御用銀のうちの御貸付銀を自

分の当分御預所村方へ年一割の利付きに貸し渡し年々利銀を取立て納める筈で、享和三年まで一八四貫七七〇目五分五厘返納、うち享和二年分銀四四七匁八厘六毛は同三年美作久世代官重田又兵衛信征が納めている。残銀は一一貫二二九匁四分五厘、勘定奉行神谷志摩守久敬・神尾若狭守春央・木下伊賀守信名・水野対馬守忠伸、勘定吟味役飯田七郎右衛門有道・遠藤六郎右衛門易統裏判手形をもって渡す。ただし天明五年（一七八五）より五〇ヶ年賦・四〇ヶ年賦・六ヶ年賦の三段に年賦返納の訳、勘定奉行柳生主膳正久通・久世丹後守広民・根岸肥前守鎮衛・久保田佐渡守政邦・曲渚甲斐守景漸、勘定吟味役大林与兵衛親用・村垣左太夫軌文・高尾惣十郎信福・松村十右衛門某の添状がある。

対馬厳原城主宗対馬守義如は三口あり、最初は寛延元年（一七四八）朝鮮信使来朝につき同道し、金三万兩拝借のうち一万五〇〇〇兩分、銀で九四五貫七五〇目（一兩銀六三匁五厘替え）を貸し渡され、返納は同二年より宝暦八年まで一〇ヶ年賦、一ヶ年銀九四貫五七五匁ずつ返納の積り。老中酒井雅楽頭忠恭・堀田相模守正亮・本多伯耆守正珍裏判手形をもって渡される。寛延二年分は江戸金蔵へ上納、同三年・宝暦元年は返納延期、同二年より八年まで七ヶ年に割合い江戸金蔵へ上納が済んだ旨、勘定組頭山崎岡右衛門某・依田十郎兵衛政恒・上遠野源太郎与古の印状がある。ただし古拝借の返納残りは朝鮮人来聘が済んだ翌年より一〇ヶ年賦返納の訳、ならびに安永九年（一七八〇）より享和三年まで段々年季延びになる訳は、度々の勘定所添状五通・印状一〇通、写の別帳がある。

宗対馬守の二口目は、宝暦四年五月朝鮮人参通用のため銀八九五貫五〇〇目を拝借、これは金一万五〇〇〇兩分に当たり金一兩につき五九匁七分替えとなる。返納は当分御免につき追って本銀を立て返納の積り。老中堀田相模守・酒井左衛門尉忠寄・本多伯耆守・松平右近将監武元・西尾隠岐守忠尚裏判手形をもって渡す。返納は安永九年より享和三年まで段々年季延びになった訳は、その度々の勘定所添状ならびに印状の写の別帳がある。

三口目は宝暦十二年七月銀六〇〇貫目この金は一万兩分で一兩六〇目替えである。これは朝鮮人来聘ならびに永続手

当として養父対馬守拝借の八万両のうち三万両は永統御手当として宝暦十一年十一月江戸で渡す五万両のうち翌十二年江戸で一両、大坂で一両、都合二万両渡すよう仰せ付けられる。返納は朝鮮人来聘が済んだ翌年より五ヶ年延期、六ヶ年目より一ヶ年金なら一〇〇〇両ずつ、銀なら六〇貫目ずつ一〇ヶ年賦の積り。五万両のうち老中酒井左衛門尉・松平右近将監・秋元但馬守涼朝・井上河内守正経・松平右京大夫輝高裏判手形をもって渡す。ただし安永九年より享和三年まで段々年季延納になる訳は勘定所添状ならびに印状の写の別帳がある。

銀座年寄中村吉右衛門・平野作左衛門・長谷川長兵衛は宝暦十三年十月銀一八〇〇貫目を銀座支配の銅山稼ぎ方につき拝借、返納は明和元年より安永二年まで一〇ヶ年賦で一ヶ年銀一八〇貫目ずつ返納の積り。ただし銀座不納銀高八三九六貫七五六匁三分八厘のうち、江戸にて一紙手形になるにつき、右の一八〇〇貫目も江戸手形になり大坂へ入れ置く手形、勘定奉行石谷備後守・安藤弾正少輔・牧野大隅守・小野日向守・伊奈備前守の五人、勘定吟味役古坂与七郎・上遠野源太郎・柘植五郎左衛門守清・川井次郎兵衛の四人の添状をもって銀座へ返し、右請取書をもって年々勘定を立てる積り。かつ江戸より大坂へ登す銀のうち五七貫五〇〇目銀座へ渡すべきところ渡さず、年賦割一八〇貫目のうちへ納め替えになり、明和四年為替上納相済み、ならびに年済銀江戸納めになる旨、勘定奉行石谷備後守以下右記五人、勘定吟味役古坂与七郎・上遠野源太郎・川井次郎兵衛・宇田川平七・川崎平右衛門定孝ら六人の添状ならびに勘定組頭吉川三郎右衛門某・佐久間忠兵衛清慎の印状がある。明和四年までの返納は三四七貫五〇〇目、残銀は一四五二貫五〇〇目である。

銀座年寄平野作左衛門・徳倉長右衛門・平野六郎兵衛と大坂町人と思われる長尾七郎左衛門・尾本吉左衛門は延享元年（一七四四）七月銀六〇〇貫目を御用につき貸し渡し、寛延三年まで三〇八貫目を返納、残銀二九二貫目、返納は延享二年より宝暦四年まで一〇ヶ年賦、一ヶ年銀六〇貫目ずつ、年々四分の利銀を添え上納の積り。延享元年は半年分四

分の利銀ばかり上納の積り。勘定奉行神谷志摩守・水野対馬守・木下伊賀守・萩原伯耆守美雅・神尾若狭守ら五人、勘定吟味役遠藤六郎右衛門・児嶋孫七郎正親の添状をもって渡す。

御金改役後藤庄三郎は大坂金蔵の除金五万両のうち古金引替え元手手当金を、庄三郎願により三万両を宝曆十二年預金を仰せ付けられる。ただし明和四年暮右の金残らず上納の積り、勘定奉行一色安芸守・石谷備後守・安藤弾正少輔・牧野大隅守ら四人、勘定吟味役小野左太夫・古坂与七郎・上遠野源太郎・柘植五郎左衛門ら四人の裏判手形をもって渡す。ただし右預金同年暮より天明七年まで年季延長になるところ、右三万両は寛政三年（一七九一）より上げ年賦になり、京都町奉行が取立て大坂金蔵へ納め、為替両組のうちへ渡し江戸金蔵へ差し下すべき旨翌四年八月出され、勘定組頭若林市左衛門某・藤田鉄次郎某印状がある。ただし明和四年より天明七年まで段々年季延になった訳はその都度の勘定所添状二通・印状二通、写別帳がある。

大坂谷町代官内藤十右衛門忠尚・大坂鈴木町代官飯塚伊兵衛英長は、廻船御用達苦屋久兵衛の廻船打ち立てにつき、前貸金一万七六一二両三分永一一四文のうち明和元年閏十二月銀にて渡し分一五六貫七七一匁八分、この金二六一二両三分永一一四文（一両につき六〇目替え）、返納は同二年より安永三年まで一〇ヶ年賦の積り。ただし明和二年より安永二年まで九ヶ年は一ヶ年銀一五貫六七七匁ずつ、皆済の年は銀一五貫六七八匁八分四厘返納の積り。勘定奉行一色安芸守・石谷備後守・安藤弾正少輔・牧野大隅守・小野日向守ら五人、勘定吟味役伊奈半左衛門・古坂与七郎・上遠野源太郎・柘植五郎左衛門ら四人の添状をもって渡す。ただし返納延長は明和三年、同七年より安永元年まで三ヶ年、安永三年より天明三年まで一〇ヶ年、天明八年より寛政二年まで三ヶ年、同三年より十二年まで一〇ヶ年賦返納の訳、添状・印状共五通、写別帳あり。天明七年までの返納は一四一貫〇九四匁四分七厘二毛、残銀は一五貫六七七匁三分二厘八毛である。ただし右残銀の分来たる未年（文化八年）まで二ヶ年賦運賃割増しのうちをもって代官へ引き落とし、金蔵

へは納めない積り。右年賦皆済の上掛り代官より年賦皆済の書付を取り、元手形を引き替え返す積り。勘定奉行柳生主膳正・久世丹後守・曲淵甲斐守・佐橋長門守佳如ら五人、勘定吟味役村垣左太夫・佐久間甚八茂之・大久保内膳忠寅・肥田十郎兵衛頼常の四人、勘定組頭各務伝之丞確元・田口五郎左衛門喜古・小笠原三九郎長幸の添状がある。

同じく内藤・飯塚は、菅屋久兵衛の廻船打ち立てにつき、前貸金一万七六一二両三分永一一四文のうち、明和二年銀にて渡した分九〇〇貫目、この金一万五〇〇〇両（一両につき六〇目替え）、返納は廻米運賃のうちをもって同年より安永三年まで一〇ヶ年賦、一ヶ年銀九〇貫目ずつ返納の積り。勘定奉行は右と同じ一色安芸守ら五人、勘定吟味役は右と同じ伊奈半左衛門ら四人の添状をもって渡す。天明七年までの返納は八一〇貫目、残銀は九〇貫目である。ただし返納延長は前項の通り。右残銀の分の処置も同断である。

大坂町奉行興津能登守忠通は、大坂諸商売株冥加銀ならびに江戸堀川・堀江川・古川筋築き出し地代銀等のうちより銀二〇〇貫目、明和二年三月・六月大坂町人どもへ貸し渡し銀一貫目につき一ヶ月銀五匁ずつ利足取立て年々上納の積り。勘定奉行は右と同じ一色安芸守ら五人、勘定吟味役伊奈半左衛門・古坂与七郎・上遠野源太郎・柘植五郎左衛門ら四人の添状をもって渡す。ただし寛政元年より享和元年まで元銀一三ヶ年に割合い月二朱半の利足を加え、時々相場をもって小判・二朱判の内にて上納の筈、勘定奉行柳生主膳正ら五人、勘定吟味役大林与兵衛ら四人の添状・別紙がある。ただし一三ヶ年賦返納銀のうち寛政十二年・享和元年二ヶ年納元銀の分月五朱の利足をもって御貸付につき、同十二年金蔵納め済んだ分を別段相渡し、ならびに享和元年分元銀は同年暮町奉行所へ取立て直に貸付の積り。尤も寛政八年右納め元銀翌年貸付になった分共に三口銀高貸付の利銀をもって上田三郎左衛門（為替取扱大坂町人）ほか八人へ年々下げ金九〇〇両ずつ渡し、残銀は年々金蔵納めになり、元銀返済方は下げ金皆済の時期に至り追って申し来たる積り。勘定奉行柳生主膳正・中川飛驒守忠英・石川左近将監忠房・菅沼下野守定喜・小笠原和泉守長幸ら五人、勘定吟味役三

橋藤右衛門成方・鈴木門三郎正勝・岡松八右衛門久稠・沢次郎右衛門幸純・金沢瀬兵衛千秋ら五人の添状がある。享和二年までの返納は金二五八兩二分（銀にして一五五貫〇八八匁七分三厘二毛五弗）と銀二九貫〇一九匁四分一厘三毛五弗、残銀は一五貫八九一匁八分五厘四毛である。

大坂町奉行曲淵甲斐守景衡は江戸堀川・堀江川・古川難波村地代銀明和二年十二月・三年四月上納銀高のうち一二〇〇貫目（在町方へ貸付になり、年々銀一貫目につき一ヶ月銀五匁ずつ利足取立て川々手入れ入用に渡し、又はそのことがない年は金蔵へ上納の積り。大坂町奉行興津能登守手形をもって度々渡す分、勘定奉行石谷備後守・安藤弾正少輔・牧野大隅守・小野日向守・伊奈備前守ら五人、勘定吟味役古坂与七郎・上遠野源太郎・柘植五郎左衛門・川井次郎兵衛ら四人添状をもって渡す。ただし曲淵甲斐守一紙手形引き替え、寛政元年より享和元年まで元銀一三ヶ年に割合月二朱半の利足を加え、時々相場をもって小判・二朱判の内にて上納の筈、右同人添状ならびに別紙がある。ただし一三ヶ年賦返納銀のうち寛政十二年・享和元年二ヶ年納の元銀の分月五朱をもって同断、右同人添状がある。享和二年まで金一万七三一八兩二分（この銀一〇四八貫四九一匁四分四厘九毛）と銀四七貫七五四匁二分七毛を返納し、残銀は一〇三貫七五四匁三分四厘四毛である。

大坂町奉行室賀山城守正之・京極伊予守高主は、安永四年閏十二月大坂浜納屋地冥加銀のうちより金一二〇〇兩分の銀七二貫目（一兩につき銀六〇目）、摂津国兵庫宿へ安永四年より天明四年まで一〇ヶ年の間拝借仰せ渡され、一ヶ月五朱ずつ冥加銀上納の筈、勘定奉行石谷備後守・安藤弾正少輔・大田播磨守正房・新見加賀守政榮ら四人、勘定吟味役上遠野源太郎・辻源五郎盛陰・松本十郎兵衛秀持・飯嶋惣左衛門之房の四人添状をもって渡す。享和二戌十二月より三亥十二月まで閏月共一三月分四貫六八〇目は享和三年の利銀で、大坂町奉行水野若狭守・佐久間備後守組与力が納める。次も室賀・京極が銀五一貫目、この金八五〇兩分（一兩銀六〇目）、ほか享和二年正月より閏十二月まで一二月分三

貫〇六〇目の利銀は翌三年右の大坂町奉行組与力が納めている。これは大坂浜納屋地冥加銀のうちより金八五〇両分、大坂鈴木町代官稲垣藤左衛門豊章代官所播磨国飾西郡飾西村・実法寺村、一ツ橋殿領知同郡町田村へ、安永五年正月より天明五年まで一〇ケ年間拝借仰せ渡され、一ヶ月五朱ずつ冥加銀上納の筈、右同人添状をもって渡す。ならびに寛政七年年季明けのところなお又同八年より一〇ケ年貸し据えになる旨、勘定奉行柳生主膳正・久世丹後守・根岸肥前守・曲渕甲斐守・間宮筑前守信好ら五人、勘定吟味役佐久間甚八・大久保内膳・肥田十郎兵衛・鈴木新吉正義ら四人の添状がある。

大坂町奉行佐野備後守政親・小田切喜兵衛直年は、天明三年六月摂津国武庫郡西宮駅困窮につき金六〇〇両・二朱判四〇〇両、計金一〇〇〇両拝借、天明三年より寛政五年まで一〇ケ年間貸し据え一一ケ年目返納皆済の積り。一ヶ月五朱ずつ冥加銀納める筈、勘定奉行桑原伊予守盛員・山村信濃守良旺・松本伊豆守秀持・赤井越前守忠崑、勘定吟味役根岸九郎左衛門鎮衛・倉橋与四郎員尉・久保田十左衛門政邦・江坂孫三郎正恭・辻左源次守美添状をもって渡す。

大坂町奉行小田切土佐守直年・松平石見守貴弘は、大坂浜納屋地冥加銀のうちより時相場をもって銀五貫二三七匁三分（この金九五両分、一両につき五五匁一分三厘替え）、摂津国八部郡兵庫津本陣が拝借金を仰せ付けられ、天明八年十月より一〇ケ年間貸し据え、年季明けの節返納の積り。勘定奉行柳生主膳正・桑原伊予守・久世丹後守・根岸肥前守ら四人、勘定吟味役久保田十左衛門・大林与兵衛・村垣左太夫・高尾惣十郎・松村十右衛門ら五人の添状をもって渡す。ならびに寛政十年年季明けのところ、なおまた同年十月より来たる辰年（文化五年）まで一〇ケ年貸し据えになる旨、勘定奉行柳生主膳正・中川飛驒守・石川左近将監・菅沼下野守・松平石見守ら五人、勘定吟味役大久保内膳・肥田十郎兵衛・三橋藤右衛門・小笠原三九郎ら四人の添状がある。

但馬生野代官稲垣藤四郎豊強は寛政十一年九月銀一〇三貫目、ほか五貫一五〇目は享和二年分利銀同三年但馬生野代

官布施孫三郎義容納め、これは代官所但馬国生野銀山稼ぎ方助成貸付寛政二年より四年まで三ヶ年季年一割二分の利に貸し据えのうち五分は大坂金蔵へ上納、七分は山師へ稼ぎ方手当として下される積り。右の銀同二年貸し渡したところ、同五年年季明けにつき年延びになり、同年より九年まで五ヶ年季貸し据え、同十年年季明けにつき元銀皆返納すべきところ、拝借人共種々難渋申し立てなおまた同年より享和二年まで五ヶ年季貸し据え、利足は前書割合の通り納め、同三年に至り元銀一〇三貫目上納の積り。勘定奉行柳生主膳正・中川飛驒守・石川左近将監・菅沼下野守・松平石見守ら五人、勘定吟味役大久保内膳・肥田十郎兵衛・三橋藤右衛門・小笠原三九郎・鈴木門三郎正勝ら五人の裏判手形をもって引き替える。

京都代官内藤重三郎忠恕は、天明七年京都代官小堀数馬邦直入手形銀一七貫二二匁二分の内引請高銀五三六匁六分四厘の内銀一三四匁一分六厘を寛政元年返済が済んでいる。引き残って銀四〇二匁四分八厘、うち一七四匁四分八毛は享和三年まで返納、うち一三匁四分一厘六毛は享和二年分同三年小堀縫殿・上林六郎久忠納め、残銀二二八匁七厘二毛、これは代官所山城国村々夫食代拝借返納残銀四〇二匁四分八厘、村方お救いのため寛政二年より三〇ヶ年賦、一ヶ年銀一三匁四分一厘六毛ずつ返納の積り。勘定奉行柳生主膳正・久世丹後守・根岸肥前守・久保田佐渡守・曲淵甲斐守の五人、勘定吟味役大林与兵衛・村垣左太夫・佐久間甚八・大久保内膳の四人、勘定組頭各務伝之丞・田口五郎左衛門・小笠原三九郎三人の裏判手形をもって引き替える。以後豊後日田代官揖斐造酒助までの一五口の裏判手形の人名役職は全く同じである。

京都代官小堀縫殿邦明は天明七年京都代官小堀数馬邦直入手形銀九貫六五四匁一分五厘の内引請高銀一貫一三一匁二分四厘、同年同人入手形銀六貫五七五匁一分五厘の内引請高銀三貫九九九匁六分、同年同人入手形銀一七貫二二一匁二分の内引請高銀二貫八五二匁一分六厘、三口引請高銀七貫九八三匁、うち銀一貫九九五匁七分五厘は寛政元年返済済み、

引き残って銀五貫九八七匁二分五厘、うち二貫五九四匁四分七厘五毛は享和三年まで返納、残銀三貫三九二匁七分七厘五毛、これは代官所山城・撰津・丹波国村々夫食代拝借返納残銀、村方お救いのため寛政二年より三〇ヶ年賦、一ヶ年銀一九九匁五分七厘五毛ずつ返納の積りとする。

次も小堀縫殿であるが、天明七年京都代官小堀数馬入手形銀四四八匁八分五毛、ほか銀一三四匁六分四厘二毛は三割利銀、合銀五八三匁四分四厘七毛、うち銀二二三匁三分八厘は天明八年・寛政元年二ヶ年返納済み、残銀三五〇目六厘七毛引請高、うち八〇目七分八厘四毛三割利銀、引請元銀高二六九匁二分八厘三毛、ほか八〇目七分八厘四毛三割利銀、一六匁六分八厘八毛は享和三年までに返納、残銀は一五二匁五分九厘五毛、ほか二匁六分九厘三毛は利銀享和三年までに返納、これは代官所山城・撰津国村々種粃代拝借返納残り、元利合三五〇目六厘七毛、村方お救いのため寛政二年より三〇ヶ年賦の内二九ヶ年は一ヶ年一匁六分六厘九毛ずつ、末一ヶ年は一匁六分六厘六毛返納の積りとする。

近江大津代官石原清左衛門正範は、天明四年大坂鈴木町代官青木楠五郎紀明入手形銀高三九一匁二厘のうち引請高銀一九五匁五分一厘、同七年同人入手形引請高銀一九五匁五分一厘、二口引請高銀三九一匁二厘、うち一九五匁五分は天明五年より八年まで四ヶ年返納済み、返納残銀一九五匁五分二厘、うち八四匁七分三厘四毛は享和三年までに返納、うち去々享和二年分六匁五分一厘八毛を同三年石原庄三郎納め、残銀は二一〇匁七分八厘六毛、これは代官所撰津国村々農具代拝借返納、残銀返納は村々お救いのため寛政二年より三〇ヶ年賦、一ヶ年銀六匁四分九厘八毛ずつ、末一ヶ年は六匁四分九厘八毛返納の積りとする。

同じく石原清左衛門は、天明七年大坂鈴木町代官青木楠五郎入手形銀一八貫四八八匁四分のうち引請高銀四貫八〇八匁四分、同年右同人入手形引請高銀四五八匁七分、同四年小堀数馬入手形銀引請高銀八貫七二三匁八分、同七年京都代官角倉与一玄寿入手形銀一五貫六二八匁八分のうち引請高五九〇目四分八厘、四口引請高銀一四貫五七一匁三分八厘、

内銀八貫一四二匁五分五厘は天明五年より八年まで四ヶ年返納済み、返納残り銀六貫四二八匁八分三厘、うち二貫七八五匁八分三厘五毛を享和三年まで返納、うち二一四匁二分九厘五毛は享和二年分を三年近江大津代官石原庄三郎正通が納め、残銀三貫六四二匁九分九厘五毛は代官所撰津・和泉国村々夫食代拝借返納残銀六貫四二八匁八分三厘、返納は村々お救いのため寛政二年より三〇ヶ年賦、一ヶ年銀二一四匁二分九厘五毛ずつ、末一ヶ年は銀二一四匁二分七厘五毛返納の積りとする。

京都町奉行鈴木新吉は、寛政元年京都代官角倉与一入手形銀一五貫〇三八匁三分二厘のうち引請高銀九貫〇二三匁一分、うち三貫六八四匁三分八厘三毛は享和三年まで返納、うち享和二年分七五匁一分四厘三毛を享和三年京都代官小堀縫殿・大坂鈴木町代官篠山十兵衛景義・山城高槻城主永井日向守直進が納め、残銀五貫三三八匁七分一厘七毛、これは代官所河内国五ヶ村村々夫食代拝借返納残銀九貫〇二三匁一分、返納は村々お救いのため寛政二年より三〇ヶ年賦、一ヶ年銀三〇〇目七分七厘ずつ返納の積りとする。

大坂鈴木町代官羽倉権九郎秘救は、天明七年青木楠五郎入手形銀一八貫四八八匁四分のうち引請高銀一一貫八九六匁八分、同三年右同人入手形銀一四貫四三七匁一分三厘のうち引請高銀一貫四八五匁四分五厘二毛、同七年右同人入手形銀二〇貫三二三匁五厘のうち引請高銀一九貫〇八九匁五厘、三口引請高銀三二貫四七一匁三分二毛、うち銀七貫五九九匁三分七厘二毛は天明七・八年返納済み、引き残って銀二四貫八七一匁九分三厘、うち一〇貫三八九匁九分五厘は享和三年まで返納、うちうち享和二年分四四一匁一分八厘二毛は翌三年石原庄三郎・篠山十兵衛・木村周蔵光休が納め、残銀一四貫四八一匁九分八厘、これは撰津・河内・播磨国村々夫食代拝借返納残銀二四貫八七一匁九分三厘、返納は村々お救いのため寛政二年より三〇ヶ年賦、一ヶ年銀八二九匁六厘四毛ずつ、末一ヶ年は銀八二九匁七厘四毛返納の積りとする。

同じく羽倉権九郎は天明四年青木楠五郎入手形銀三九一匁二厘のうち引請高銀一一七匁三分一厘、うち七八匁二分は天明七・八年返納済み、引き残って銀三九匁一分一厘、うち一六匁三厘九毛は享和三年まで返納、うち享和二年分一匁三分三毛は翌三年篠山十兵衛納め、残銀二二匁一分七厘一毛、これは代官所撰津国一ヶ村農具代拝借返納銀三九匁一分一厘、返納はお救いのため寛政二年より三〇ヶ年賦、一ヶ年銀一匁三分三毛ずつ、末一ヶ年は銀一匁三分二厘三毛返納の積りとする。

次も羽倉権九郎で天明七年青木楠五郎入手形銀六貫〇九〇目一分四厘、ほか銀一貫八二七匁四厘は三割利銀、引請高銀七貫九一七匁一分八厘、うち銀一貫五八三匁三分三厘六毛は天明八年返納済み、うち三六五匁四分八毛は三割利銀、引き残って銀四貫八七二匁一分二厘二毛、ほか一貫四六一匁六分三厘二毛は三割利銀、うち一貫九五四匁五分一厘は享和三年まで返納、うち享和二年分五匁六分七厘四毛は翌三年篠山十兵衛納め、残銀二貫九一七匁六分二毛、ほか一匁七分二毛利銀同人納、これは代官所河内国一八ヶ村種粃代拝借返納残り元利合銀六貫三三三匁七分四厘四毛、返納はお救いのため寛政二年より三〇ヶ年賦、一ヶ年銀二一一匁一分二厘四毛、末一ヶ年は銀二一一匁一分四厘八毛返納の積りとする。

また羽倉権九郎は、天明七年小堀数馬入手形銀一七貫二二一匁二分のうち引請高銀一貫五二四匁四分八厘、同四年右同人入手形銀六貫六一一匁四分のうち引請高銀一貫一九六匁六分四厘、二口引請高銀二貫七二一匁一分二厘、うち銀五九八匁三分二厘は天明八年返納済み、引き残って銀二貫二二二匁八分、うち九一九匁八分八厘は享和三年まで返納、うち享和二年分七〇目七分六厘は翌三年篠山十兵衛・木村周蔵納め、残銀一貫二〇二匁九分二厘、これは当分預所撰津・播磨国一三ヶ村夫食代拝借返納残銀二貫一二二匁八分、返納はお救いのため寛政二年より三〇ヶ年賦、一ヶ年銀七〇目七分六厘ずつ返納の積りとする。

大坂谷町代官竹垣三右衛門直温は、天明五年小堀数馬入手形銀二四四匁八分のうち引請高銀九七匁九分二厘、同七年右同人入手形銀九貫六五四匁一分五厘のうち引請高銀六貫五九二匁八厘、同年右同人入手形銀六貫五七五匁二分五厘のうち引請高銀九〇一匁五分六厘、同年右同人入手形銀一七貫二二一匁二分のうち引請高銀八貫八六三匁六分八厘、同年青木楠五郎入手形銀一八貫四八八匁四分のうち引請高銀一貫四二六匁五分六厘、同年右同人入手形銀二〇貫三三三匁五厘のうち引請高銀九八七匁二分、六口引請高銀一八貫八六九匁、うち八貫〇四〇目四分一厘五毛は享和三年まで返納、うち享和二年分四九二匁八分一厘一毛は翌三年右原庄三郎・篠山十兵衛・大坂谷町代官池田仙九郎但季・木村周蔵納め、残銀一〇貫八二八匁五分八厘五毛、これは代官所撰津・播磨国村々夫食代拝借返納残銀一八貫八六九匁、返納は村々お救いのため寛政二年より三〇ヶ年賦、一ヶ年銀六二八匁九分六厘七毛ずつ、末一ヶ年は六二八匁九分五厘七毛返納の積りとする。

次に竹垣三右衛門は天明六年小堀数馬入手形銀二五八匁五分一厘のうち引請高銀一五五匁一分六毛、うち六七匁二分二厘三毛は享和三年まで返納、うち享和二年分五匁一分七厘一毛は同三年木村周蔵納め、残銀八七匁八分八厘三毛、これは代官所撰磨国一ヶ村農具代拝借返納残銀一五五匁一分六毛、返納は村方お救いのため寛政二年より三〇ヶ年賦、一ヶ年銀五匁一分七厘一毛ずつ、末一ヶ年は五匁一分四厘七毛返納の積りとする。

竹垣は天明七年小堀数馬入手形銀六貫五七五匁二分五厘のうち、引請高銀三五九匁四厘、うち一五五匁五分八厘四毛は享和三年まで返納、うち享和二年分一一匁九分六厘八毛は翌三年右原庄三郎納め、残銀二〇三匁四分五厘六毛、これは当分預所撰津国一ヶ村夫食代拝借返納残銀三五九匁四厘、返納は村方お救いのため寛政二年より三〇ヶ年賦、一ヶ年銀一一匁九分六厘八毛ずつ返納の積りとする。

但馬生野代官稲垣藤四郎は、天明四年小堀数馬入手形銀六貫六一一匁四分のうち、引請高銀一六六匁三分二厘、うち

銀八三匁一分六厘は天明八年返済済み、引き残って銀八三匁一分六厘、うち三三匁二分四厘は享和二年まで返納、残銀四九匁九分二厘、これは代官所播磨国二ヶ村夫食代拝借返納残銀八三匁一分六厘、返納は村方お救いのため寛政二年より三〇ヶ年賦のうち二九ヶ年は一ヶ年銀二匁七分七厘ずつ、末一ヶ年は二匁八分三厘返納の積りとする。

豊後日田代官揖斐造酒助政恒は、天明六年入手形銀四五貫二二八匁、うち二七貫一三六匁八分は天明七年より寛政元年まで三ヶ年返済済み、引き残って銀一八貫〇九一匁二分、うち七貫八三九匁五分二厘は享和三年まで返納、うち享和二年分六〇三匁四厘は翌三年羽倉権九郎・肥前島原城主松平主殿頭忠馮納め、残銀一〇貫二五一匁六分八厘、これは代官所豊後・豊前国村々夫食代拝借返納残銀一八貫〇九一匁二分、返納は寛政二年より三〇ヶ年賦、一ヶ年六〇三匁四厘ずつ返納の積りとする。

禁裏付石谷肥前守清茂は寛政四年十一月高一〇〇〇石うち三〇〇俵足高、二朱判二五兩うち金七兩二分・二朱判二兩二分は寛政九年まで返納、残二朱判一五兩、これは寛政四年七月二十一日麻布辺出火の節江戸表拝領屋敷裏四番丁広小路類焼につき、一〇〇〇石以下拝借金高割半減の積り。返納は同六年より享和三年まで一〇ヶ年賦返納の積り。京都所司代堀田相模守正順裏判手形、勘定奉行柳生主膳正・久世丹後守・根岸肥前守・曲渕甲斐守・佐橋長門守ら五人、勘定吟味役大林与兵衛・村垣左太夫・佐久間甚八・大久保内膳ら四人の添状をもって渡す。ただし江戸金蔵へ返納になる訳は勘定奉行柳生主膳正・中川飛驒守・石川左近将監・菅沼下野守・松平石見守ら五人、勘定吟味役大久保内膳・肥田十郎兵衛・三橋藤右衛門・小笠原三九郎ら四人の添状ならびに寛政十年より来たる丑年（文化二年）まで八ヶ年賦返納になる段勘定組頭松山惣右衛門直義・保田定市某の印状がある。

大坂町奉行松平石見守貴強・同坂部能登守弘吉は、寛政四年閏二月・六月銀三〇貫七六九匁七分、うち二四貫六一五匁六分は享和三年まで返納、うち二貫〇五一匁三分は享和三年水野若狭守・佐久間備後守納め、残銀六貫一五四匁一分、

これは摂津国西成郡南中嶋一七ヶ村悪水吐自普請入用銀三〇貫七六九匁七分五厘二毛の拝借を仰せ付けられ、返納は寛政四年より来たる寅（文化三年）まで一五ヶ年賦、一四ヶ年は一ヶ年銀二貫〇五一匁三分ずつ、一五ヶ年目は銀二貫〇五一匁五分五厘二毛毎年十二月返納の積り。勘定奉行柳生主膳正・久世丹後守・根岸肥前守・曲渕甲斐守・佐橋長門守ら五人、勘定吟味役大林与兵衛・村垣左太夫・佐久間甚八・大久保内膳ら四人の添状をもって渡す。

出羽久保田城主佐竹右京大夫義和家来は、寛政四年八月二朱判五〇〇〇両、うち四五〇〇両は享和三年まで返納、残二朱判五〇〇両、これは秋田銅山新規普請取立て仕法改革山元相続稼ぎ方入用として金一万五〇〇〇両拝借仰せ付けられ、寛政四年これを渡す。返納は同七年より一〇ヶ年賦返納の積り、勘定奉行柳生主膳正・久世丹後守・根岸肥前守・曲渕甲斐守・佐橋長門守ら五人、勘定吟味役大林与兵衛・村垣左太夫・佐久間甚八・大久保内膳ら四人の裏判手形をもつて渡し、また同人ら添状がある。

但馬生野代官稲垣藤四郎は、寛政四年五月二朱判二五〇〇両、この利金三九六二両二分、うち金一二五〇両は年一割二分利金のうち五分通り年々手当として山師へ下された一〇ヶ年分、山師分五分を引き残り七分ずつ年々上納二〇ヶ年分、残金二七一二両二分、うち享和二年五月より翌三年四月まで一ヶ年分二朱判二五〇両元金享和三年布施孫三郎納め、残二朱判二二五〇両、ほか二朱判一九二五両は享和三年まで利金上納、うち享和二年五月より翌三年四月まで一ヶ年分二朱判一七五両、利金享和三年右同人納め、これは代官所但馬国生野銀山字福聚山水抜き普請手当金二五〇〇両、寛政四年より未（文化八年）まで二〇年貸付け仰せ付けられ、右金一割二分の利足をもって貸付け、うち七分は年々上納、五分は山師へ下される積り。同年より享和元年まで一〇ヶ年は利金ばかり上納、一二年目より山師下金は止め、利金七分直し享和二年より未まで一〇ヶ年賦、一ヶ年元金二五〇両に利金七分差し加え、元利取立て納める積り。右と同人の裏判手形をもって渡す。

同じ稲垣藤四郎は、寛政十一年九月貸付け二朱判元高三〇〇〇兩のうち二朱判一四三三兩二分、この利金六五五兩永一〇九文五分、ただし寛政九・十年二ケ年は利足一割のうち七分通り上納、三分は諸入用として下されるところ、同十一年より利金のうち一分通り下され、同年より寅まで八ケ年一割のうち九分通り上納の積り。元利合金二〇八八兩二分永一〇九文五分、ほか金一三三兩一分永六五文五分は利足一割のうち三分通りならびに一分通り諸入用として下される分、うち二朱判五七三兩一分永一五〇文は享和元年まで元金上納、残二朱判八六〇兩永一〇〇文、ほか二朱判八八五兩三分永一五一文は享和元年まで利金上納、これは西国・中国筋二朱判通用のため寛政三年貸付仰せ付けられ、翌年二朱判三〇〇〇兩貸し渡し、年一割の利足のうち七分は上納、三分は諸入用として下され、同四年より八年まで五ケ年は利金ばかり納め、同九年より寅（文化三年）まで一〇ケ年に元利取立て返納の積りのところ、元高金三〇〇〇兩の内一五六六兩二分は池田仙九郎代官所播磨国多可郡糀屋村ほか二ケ村拝借人共難波申し立て年延び願ひにつき、同九年より来たる巳（天保四年）まで二五年に割合い元利返納の積り。残金一四三三兩二分は元年賦の通り同年より寅まで一〇ケ年に元利取立て返納の積り。勘定奉行柳生主膳正・中川飛驒守・石川左近将監・菅沼下野守・松平石見守ら五人、勘定吟味役大久保内膳・肥田十郎兵衛・三橋藤右衛門・小笠原三九郎・鈴木門三郎ら五人の裏判手形をもって引き替える。

また稲垣は寛政十一年九月貸付け二朱判元高六〇〇〇兩のうち二朱判五〇九〇兩二分、この利金三六九〇兩二分永一二文五分、ただし寛政九年七月より同十一年六月まで中年二ケ年は利足一割のうち七分通り上納、三分は諸入用として下されるところ、同十一年より利金高のうち一分通り下され、同年七月より午六月まで中年一ケ年一割のうち九分通り上納の積り。元利合金八七八一兩永一二文五分、ほか金六三六兩一分永六二文五分は利足一割のうち三分通りならびに一分通り諸入用として下された分、ほか金一〇一兩二分永一七五文・二朱判二八五〇兩三分永六五文は享和二年まで利金上納、これは西国・中国筋通用のため貸付け二朱判六〇〇〇兩、播磨井野領主森対馬守俊韶元預所の節、寛政

四年貸し渡したところ、右貸付一件藤四郎掛り仰せ付けられ、同年七月より九年六月まで中五ヶ年は利金ばかり納め、同九年七月より卯（文化四年）六月まで中一〇ヶ年賦元利返納の積りのところ、元高金六〇〇〇両のうち九〇九両二分は元年賦通り一〇ヶ年賦元利返納の積り。五〇九〇両二分は美作国七三ヶ村拝借人共連々困窮に及び、年賦割合通り返上しがたく年延願い、なおまた来たる卯年より無利足二〇ヶ年賦返納の積り伺いのところ、伺い通りにはなりがたく、同九年より十二年まで三ヶ年元金据え置き、同十二年より午（文化七年）まで一〇ヶ年賦元利返納の積り、右同人らの裏判手形をもって引き替える。

さらに稲垣は寛政十一年九月貸付け二朱判元高六〇〇〇両のうち二朱判九〇九両二分、この利金四一五両二分永一四一文五分、ただし寛政九年七月より同十一年六月まで中年二ヶ年は利足一割のうち七分通り上納、三分は諸入用として下されるところ、同十一年より利金高のうち一分通り下され、同年七月より来たる卯六月まで中年八ヶ年一割のうち九分通り上納の積り。元利合一三三五両永一四一文五分、ほか金八四両二分永八三文五分は利足一割のうち三分通りならびに一分通り諸入用として下された分、うち二朱判四五四両三分は享和三年まで元金上納、うち二朱判九〇両三分永二〇〇文は享和元年七月より二年六月まで一ヶ年分同三年布施孫三郎納め、永の銀は一二匁七分一厘八毛（一両六三匁五分九厘替え）、残二朱判四五四両三分、ほか金三一八両一分永七五文と二朱判二九二両三分永一〇九文は享和三年まで利金上納、うち二朱判四九両永一一三文（永の銀七匁一分八厘六毛、一両六三匁五分九厘替え）は享和元年七月より二年六月まで一ヶ年分利金三年同人納め、この銀七匁一分八厘六毛、これは西国・中国筋通用のため貸付二朱判六〇〇〇両、森対馬守元預所の節、寛政四年貸し渡したところ、右貸付一件藤四郎掛り仰せ付けられ、同年七月より九年六月まで中五ヶ年は利金ばかり納め、同九年七月より卯（文化四年）六月まで中一〇ヶ年賦元利返納の積りのところ、元高金六〇〇〇両のうち五〇九〇両二分は美作国七三ヶ村拝借の分年延願い、寛政九年より十二年まで三ヶ年元金貸し据え、

同十二年より午（文化七年）まで一〇ヶ年に元利返納の積り。九〇九兩二分は元年賦通り同九年より卯まで（文化四年）一〇ヶ年賦元利返納の積り。右同人らの裏判手形をもって引き替える。

但馬生野代官布施孫三郎は、寛政十一年九月貸付二朱判元高三〇〇〇兩のうち元二朱判一五六兩二分、ただし寛政九年より巳（文政四年）まで二五ヶ年賦年一割利付返納の積り。うち三三三兩一分永五〇文は寛政九年より酉（享和元年）まで五ヶ年元金返納済み、利金二二四兩三分永一七三文八分は同九・十年利金のうち七分通り上納、ほか金九二兩永一一〇文二分は右同断利金のうち三分通り諸人用として下され分、御貸付残文化元年六月手形引替え二朱判一二五三兩永二〇〇文、この利金一五五六兩一分永二二四文四分、ただし享和二年より巳まで二〇ヶ年引き平均九分上納の分、ほか金一二二兩三分永一九一文六分は右同断一分通り諸人用として下され分、ただし享和二年より巳まで二〇ヶ年引き平均一ヶ年元金六二兩二分永一六〇文ずつ利金七七兩三分永七三文七分二厘ずつ返納の積り。うち二朱判六二兩二分永一六〇文（永の銀一〇匁二分二厘一毛、一兩六三匁八厘替え）は享和二年分元金去る三年納め、残二朱判一一九〇兩二分永四〇文、これは西国・中国筋二朱判通用のため、寛政三年貸付仰せ付けられ、翌四年二朱判三〇〇〇兩稲垣藤四郎入手形をもって貸し渡し、年一割の利足のうち七分上納三分諸人用として下され、同四年より八年まで五ヶ年は元金貸し据え利金ばかり納め、同九年より寅まで一〇ヶ年元利納めるべきところ、播磨国多可郡糶屋村ほか二ヶ村極難渋人拝借元金一五六兩二分年延願うにつき伺うところ、同九年より巳（文政四年）まで元金二五ヶ年賦年一割利付返納仰せ付けられ、元金は年賦通り納めたが利金は巳午兩年ばかり納め、未申西三ヶ年分四一三兩余納め方が滞り、跡年季割合通り納め方差支える旨難渋申し立て、右末より巳まで二三ヶ年に納めるべき利金高一七二九兩余の分、享和二年より巳（文政四年）まで二〇ヶ年に引き平均一ヶ年金八六兩余ずつ納めたい旨願ひ出伺ったところ格別の訳をもって伺いの通り仰せ付けられる。かつ寛政十一年より利金高のうち一分通り諸人用として下され残り九分上納の積り。勘定奉

行柳生主膳正・中川飛驒守・石川左近将監・小笠原和泉守・佐橋長門守・松平兵庫頭信行ら五人、勘定吟味役河尻甚五郎春之・鈴木門三郎・岡松八右衛門・金沢瀬兵衛・村垣左太夫ら五人の裏判手形をもって引き替える。

石見大森代官大岡源右衛門孟清は、寛政三年代官菅谷弥五郎長昌入手形同六年引請高元二朱判一五〇〇両は寛政四年より八年まで貸し据え翌九年より寅まで一〇ヶ年賦返納の積り。うち二朱判三〇〇両は寛政九・十年二ヶ年元金返納、利金七二四両二分は同四年より十年まで七ヶ年一割利足のうち七分通り上納、ほか金三一〇両二分は右同断利足のうち三分通り諸入用として下される分、寛政十二年新入手形二朱判一二〇〇両、この利金四八六両は利足一割のうち九分通り上納の分、元利合金一六八六両、ほか金五四両は右同断一分通り諸入用として下される分、うち二朱判六〇〇両は享和三年まで元金上納、うち享和二年分二朱判一五〇両享和三年納め、残二朱判六〇〇両、ほか二朱判三五一両は享和三年まで利金上納、うち享和二年分二朱判六七両二分利金享和三年納め、これは代官所・当分預所石見・備後国村々二朱判通用のため貸付仰せ付けられ、寛政三年菅谷弥五郎方にて年一割の利足をもって貸付け、七分は上納三分は諸入用として下され、同四年より十年まで七ヶ年元利納めたところ、同十一年より利金のうち九分上納一分は諸入用として下され、同三年弥五郎が入れ置いた一五〇〇両の手形引きだし、年賦割合の通り同十一年より来たる寅まで八ヶ年元利取立て返納の積り、勘定奉行柳生主膳正・中川飛驒守・石川左近将監・菅沼下野守ら四人、勘定吟味役大久保内膳・三橋藤右衛門・小笠原三九郎・鈴木門三郎ら四人の裏判手形をもって引き替える。

美作久世代官重田又兵衛は、寛政四年貸付高元二朱判三〇〇〇両、ただし寛政四年より寅（文化三年）まで一五ヶ年賦、年一割利足にて最初五ヶ年は利金ばかり上納、六ヶ年目同九年より寅まで一〇ヶ年元利取立て返納の積り。うち元金六〇〇〇両は寛政九・十年二ヶ年美作久世代官早川八郎左衛門正紀取立て返納、利金一四四九両は同四年より午まで七ヶ年一割の利足のうち七分通り上納、ほか金六二一両は右同断利足のうち三分通り諸入用として下される分。同十二年

早川八郎左衛門入直手形高金二四〇〇両、うち元金九〇〇両は寛政十一・十二・享和元三ヶ年八郎左衛門・又兵衛取立て返納、利金五六七両は右同断一割利足のうち九分通り取立て上納、ほか金六三両右同断一分通り諸入用として下された分、貸付け残り文化元年四月手形引替え二朱判一五〇〇両、この利金一四一七両二分ただし一割利足のうち九分上納の分、元利合金二九一七両二分、ほか金一五七両二分は右同断一分諸入用として下された分、ただし享和二年より来たる巴（文政四年）まで二〇ヶ年賦一ヶ年元金七五兩ずつ利金七〇両三分永一二五文ずつ上納の積り。これは中国筋二朱判通用のため貸付け仰せ付けられ、寛政三年一割利足をもって貸付け、七分は上納三分は諸入用として下されたところ、同十一年より利金のうち九分上納一分諸入用として下されるにつき、同十二年早川八郎左衛門金二四〇〇両の手形入れ直し、同十一年より西まで元利割合の通り上納したところ、拝借人共困窮申し立て伺ったところ書面年賦割合の通り元利取立て納めるよう下知済み、八郎左衛門が入れ置いた手形を引きだし年賦通り取立て返納の積り。勘定奉行柳生主膳正・中川飛驒守・石川左近将監・小笠原和泉守・松平兵庫頭ら五人、勘定吟味役河尻甚五郎・鈴木門三郎・岡松八右衛門・金沢瀬兵衛・村垣左太夫ら五人の裏判手形をもって引き替える。

備中倉敷代官柘植又左衛門竹苞は、寛政三年備中倉敷代官野口辰之助直方入手形高元二朱判三〇〇〇両、うち元金三〇〇〇両は寛政九年野口辰之助にて返納、利金一二六〇両は同四年より九年まで六ヶ年一割利足のうち七分通り同人方にて上納、ほか金五四〇両は右同断三分通り諸入用として下された分、引請高残金二七〇〇両、うち元金三〇〇〇両は寛政十年元金返納、利金一八九両は同年一ヶ年一割利足のうち七分通り上納、ほか金八一両は右同断利足のうち三分通り諸入用として下された分、貸付け残二朱判二四〇〇〇両、この利金九七二両は利足一割のうち九分通り上納の分、元利合金三三七二両、ほか金一〇八両は右同断一分通り諸入用として下された分、うち二朱判一二〇〇〇両は享和三年まで元金上納、うち享和二年分二朱判三〇〇〇両は同三年納め、残二朱判一二〇〇〇両、ほか二朱判七〇二両は享和三年まで利金上納、

うち享和二年分二朱判一三五両は同三年利金納め、これは代官所・当分預所備中・讃岐・伊予国村々二朱判通用の爲貸付け仰せ付けられ、寛政三年野口辰之助にて年一割利足をもって貸付け、七分は上納三分は諸入用として下され、同四年より十年まで七ヶ年元利を納めたところ、同十一年より利金のうち九分上納一分諸入用として下される間、同三年辰之助が入れ置いた三〇〇〇両の手形引きだし、年賦割合の通り同十一年より来たる寅（文化三年）まで八ヶ年に元利返納の積り、勘定奉行柳生主膳正・中川飛驒守・石川左近將監・菅沼下野守ら四人、勘定吟味役大久保内膳・三橋藤右衛門・小笠原三九郎・鈴木門三郎ら四人の裏判手形をもって引き替える。

丹後久美浜代官野村権九郎正福は、寛政三年権九郎入手形高元二朱判三〇〇〇両、うち二朱判六〇〇両は寛政九・十年二ヶ年元金返納、利金一四四九両は同四年より十年まで七ヶ年一割利足のうち七分通り上納、ほか利金六二一両は右同断利足のうち三分通り諸入用として下された分、貸付け残二朱判二四〇〇両、この利金九七二両は利足九分取立て上納の分、元利合金三三七二両、ほか金一〇八両利足のうち一分は諸入用として下された分、うち二朱判一五〇〇両享和三年まで元金上納、うち享和三年分二朱判三〇〇両同年久美浜代官塩谷大四郎惟寅納め、残二朱判九〇〇両、ほか二朱判八一〇両享和三年まで利金上納、うち享和三年分二朱判一〇八両利金同年右同人納め、これは代官所・当分預所丹後・但馬・美作国村々へ二朱判通用のため貸付け仰せ付けられ、寛政三年年一割の利足をもって貸付け、七分は上納三分は諸入用として下され、同四年より十年まで七ヶ年元利納めたところ、同十一年より利金のうち九分上納一分は諸入用として下される間、同三年入れ置いた三〇〇〇両の手形引きだし、年賦割合の通り同十一年より寅まで八ヶ年賦元利返納の積り、右同人ら裏判手形をもって引き替える。

長崎代官高木作右衛門忠任は、寛政四年入手形二朱判二二二〇両うち二朱判四四四両は寛政九・十年二ヶ年元金返納、ほか利金一〇七二両一分永一〇文は同四年より十年まで七ヶ年一割利足のうち七分通り上納、二朱判一七七六両、この

利金七一九兩一分永三〇文は利足一割のうち九分通り上納の分、元利合二四九五兩一分永三〇文、ほか金七九兩三分永一七〇文は右同断一分通り諸入用として下される分、うち銀五五貫七九三匁四厘この二朱判八八八兩は享和三年まで元銀上納、うち享和二年分銀一四貫〇四一匁五分は同三年納め、この二朱判二二二兩（一兩六三匁二分五厘替え）、残二朱判八八八兩、ほか二朱判五一九兩一分永二三〇文は享和三年まで利銀上納、この銀三二貫六三〇目九分三厘七毛、うち享和二年分二朱判九九兩三分永一五〇文の利金は同三年納め、この銀六貫三二八匁六分七厘五毛（一兩六三匁二分五厘替え）、これは代官所肥前国高来郡・彼杵郡村々二朱判通用のため貸付け仰せ付けられ、寛政四年二朱判二二二〇兩年一割の利足をもって貸付け、七分は上納三分は諸入用として下され、同年より同八年まで五ケ年は利金ばかり納め、元金は貸し据え置き六ケ年目同九年より寅まで一〇ケ年元利取立て納める積りのところ、同十一年より年一割利足のうち九分上納、一分は諸入用として下される間、同四年入れ置いた手形引きだし、年賦割合の通り同十一年より来たる寅まで八ケ年元利取立て返納の積り。勘定吟味役肥田豊後守頼常裏判手形をもって引替え、ならびに右返納方元利共銀納の積り、勘定奉行柳生主膳正・中川飛驒守・石川左近将監・菅沼下野守・小笠原和泉守ら五人、勘定吟味役三橋藤右衛門・鈴木門三郎・岡松八右衛門・沢次郎右衛門・金沢瀬兵衛ら五人の添状がある。なお肥田豊後守頼常は当時十郎兵衛であるが、官途を受領していたのであろうか。

京都所司代堀田相模守は寛政五年二月金二〇〇〇兩・二朱判三〇〇〇兩、計五〇〇〇兩、うち二朱判二五〇〇兩は寛政十一年まで返納、残金二〇〇〇兩・二朱判五〇〇兩、これは京都へ引越につき拝借、返納は寛政六年より享和三年まで一〇ケ年賦返納の積り。老中松平越中守定信・鳥居丹波守忠意・松平伊豆守信明・松平和泉守乗完・戸田采女正氏教裏判手形をもって渡す。ただし同七年返納延期の訳、勘定奉行柳生主膳正・久世丹後守・根岸肥前守・曲淵甲斐守・間宮筑前守信好ら五人、勘定吟味役佐久間甚八・大久保内膳・肥田十郎兵衛・鈴木新吉ら四人の添状ならびに江戸金蔵へ

返納の訳、勘定奉行柳生主膳正・中川飛驒守・石川左近将監・菅沼下野守ら四人、勘定吟味役三橋藤右衛門・小笠原三九郎・鈴木門三郎・岡松八右衛門・沢次郎右衛門ら五人の添状がある。

出羽久保田城主佐竹右京大夫の家来は、寛政五年四月二朱判五〇〇〇両、うち四〇〇〇両は享和三年まで返納、残り二朱判一〇〇〇両、これは秋田銅山新規普請取立て仕法改革、山元相統稼ぎ方入用として金一万五〇〇〇両拝借仰せ付けられる金高のうち寛政五年渡す。返納は同八年より丑（文化二年）まで一〇ヶ年賦返納の積り。勘定奉行柳生主膳正・久世丹後守・根岸肥前守・曲渕甲斐守・佐橋長門守ら五人、勘定吟味役大林与兵衛・村垣左太夫・佐久間甚八・大久保内膳四人の裏判手形をもって渡し、同人添状あり。

同じく佐竹右京大夫家来は寛政六年六月金三〇〇〇両・二朱判二〇〇〇両、計五〇〇〇両、うち二朱判三五〇〇両享和三年まで返納、残金一五〇〇両、これは秋田銅山新規普請取立て仕法改革、山元相統稼ぎ方入用として金一万五〇〇〇両拝借仰せ付けられる金高のうち一万両、寛政四・五年渡し残金同六年渡す。返納は同九年より寅年まで一〇ヶ年賦返納の積り。勘定奉行柳生主膳正・久世丹後守・根岸肥前守・曲渕甲斐守・佐橋長門守ら五人、勘定吟味役村垣左太夫・佐久間甚八・大久保内膳・肥田十郎兵衛四人の裏判手形をもって渡し、ならびに勘定奉行前記五人、勘定吟味役大林与兵衛・村垣左太夫・佐久間甚八・大久保内膳四人の添状がある。

松平豊後守こと薩摩鹿兒島城主島津斉宣は寛政六年十二月金四〇〇〇両・二朱判六〇〇〇両、計一万両、これは品々多分の用費が重なり上納金をもした以後、その手当難儀なので拝借仰せ付けられる。返納は寛政九年より一〇ヶ年賦上納の積り、老中松平伊豆守・戸田采女正・太田備中守資愛・安藤対馬守信成裏判手形をもって渡す。ただし同年より江戸金蔵へ返納になる訳、勘定奉行柳生主膳正・根岸肥前守・中川飛驒守・石川左近将監・菅沼下野守ら五人、勘定吟味役大久保内膳・肥田十郎兵衛・三橋藤右衛門・小笠原三九郎ら四人の添状あり。斉宣は寛政二年琉球使節参府に同道し、

また同四年の禁裏造宮の助役上納などで多分の用費が重なったのであろう。

大坂町奉行山口丹波守直清・成瀬因幡守正存は、寛政九年六月銀三四一貫一八六匁一分九厘、これは為替取扱人上田三郎左衛門ほか八人への下げ金で、大坂貸付け利銀の内をもって年々渡して来たが、寛政十年より不足に見え、一三ヶ年賦の口同八年納めた一ヶ年分の元銀同九年月五朱の利足に貸し渡し、右利銀をもって下げ金年々渡す積り。もともと右下げ金を渡し切った後元銀返納方は何うよう差図ある積り、勘定奉行柳生主膳正・根岸肥前守・間宮筑前守・中川飛驒守ら四人、勘定吟味役大久保内膳・肥田十郎兵衛・鈴木新吉・三橋藤右衛門・小笠原三九郎ら五人の添状をもって渡す。

但馬生野代官稲垣藤四郎は寛政十一年二月二朱判一三〇両、これは代官所但馬国気多郡阿瀬銀山が近年深敷になり稼ぎ方手当不行届きにつき、米三七〇石余生野銀山町同様一石につき銀二匁五分安をもって買付け仰せ付けられた旨銀山師共願い出たところ、買請は沙汰に及ばず、稼ぎ人共手当として右米高値段違いほどの手当七ヶ年の間下される積りをもって金一三〇両下げ金になり、支配所最寄の私領の内へ月一分の利足で寛政十一年より来たる丑まで七ヶ年間貸付け、年々取立てるべき利金一五兩二分余を山師共へ渡し、八年目に至り元金上納の積り、勘定奉行柳生主膳正・中川飛驒守・石川左近将監・菅沼下野守・松平石見守ら五人、勘定吟味役大久保内膳・肥田十郎兵衛・三橋藤右衛門・小笠原三九郎ら四人の裏判手形をもって渡す。なお阿瀬銀山は永禄五年（一五六二）に発見、天正十年（一五八二）以降生野銀山支配となった。現兵庫県豊岡市にある。

備中倉敷代官柘植又左衛門は寛政十一年九月金六〇〇〇両・二朱判六〇一七両、計一万二〇一七両、これは荒地手当として中国筋私領村々へ貸付け仰せ付けられ、利足は年一割二分の積り取立て、右利足のうち七厘は貸付け諸入用として下され、その余利金の分は江戸金蔵へ年々上納の積り。右と同じ勘定奉行五人、勘定吟味役四人の添状をもって渡す。

丹後久美浜代官野村権九郎は寛政十一年十一月金五〇〇〇兩・二朱判五〇〇〇兩、計一万兩、これは右同断、右と同じ勘定奉行五人、勘定吟味役は右と同じ人名に鈴木門三郎を加えた五人の添状をもって渡す。

京都代官小堀縫殿は寛政十二年五月銀四貫〇〇三匁四分、ほか銀一貫二〇一匁二厘二毛は三割利銀、うち一貫六〇一匁二分三厘は享和三年まで元銀上納、うち享和二年分八〇〇目六分一厘五毛は三年納め、残銀二貫四〇二匁一分七厘、ほか銀四八〇目三分七厘は享和三年まで利銀上納、うち享和二年分二四〇目一分八厘五毛は利銀三年納め、これは代官所大和国十市郡一二ヶ村、寛政十一年夏以来の早魃で近來稀の損亡につき種粃代拝借銀四貫〇〇三匁四分五毛、ほか三割利銀一貫二〇一匁二厘二毛、合銀五貫二〇四匁四分二厘七毛、享和元年より丑まで五ヶ年賦、四ヶ年は一ヶ年銀一貫〇四〇目八分ずつ、末一ヶ年は銀一貫〇四一匁二分二厘七毛返納の積り、勘定奉行柳生主膳正・中川飛驒守・石川左近将監・菅沼下野守ら四人、勘定吟味役三橋藤右衛門・小笠原三九郎・鈴木門三郎・岡松八右衛門ら四人、勘定組頭加藤惣兵衛某・岸彦十郎雅法・関川庄右衛門某の裏判手形をもって渡す。

美作久世代官早川八郎左衛門は寛政十二年五月金六〇三兩、うち一二〇兩二分永一〇〇文は享和三年まで上納、うち享和二年分六〇兩と永三〇〇文（永は銀一九匁一分）は三年重田又兵衛・布施孫三郎納め、うち永一九六文九分一厘（この銀一二匁五分四厘四毛、一兩六三匁七分替え）と永一〇三文九厘（この銀六匁五分五厘六毛、一兩六三匁五分九厘替え）、残金四八二兩一分永一五〇文、これは代官所・当分預所美作・備中国二ヶ村寛政十一年早損につき手当金拝借、返納は享和元年より來たる午（文化七年）まで一〇ヶ年賦、一ヶ年金六〇兩一分永五〇文ずつ返納の積り。勘定奉行は右と同じ四人、勘定吟味役大久保内膳・三橋藤右衛門・小笠原三九郎・鈴木門三郎・岡松八右衛門ら五人、勘定組頭右と同じ三人の裏判手形をもって渡す。

大坂谷町代官池田仙九郎は寛政十二年六月銀一貫五一三匁四分、うち三〇二匁六分八厘八毛は享和二年上納、残銀一

貫二一〇匁七分一厘二毛、これは当分預所美作国勝北郡村々夫食代銀一貫五一三匁四分四厘拝借、返納は享和元年より丑まで五ヶ年賦、一ヶ年銀三〇二匁六分八厘八毛ずつ返納の積り、右同人の裏判手形をもって渡す。

三井孫十郎（紀州家臣または紀州商人）は享和元年六月金七〇〇〇両・二朱判三〇〇〇両、計一万両、これは紀伊殿領分で砂糖製作につき手当拝借を願ったところ、一ヶ年金一万両ずつ寛政十二年より当文化元年まで五ヶ年間拝借仰せ出され、渡し方は年々六月渡し、返納は享和二年より来たる寅（文化三年）まで五ヶ年間年々七月返納の積りをもって享和元年一年分、老中松平伊豆守・戸田采女正・安藤对馬守裏判手形をもって渡す。ただし享和三年返納有るべきところ年延になり、来たる寅年返納の旨勘定奉行柳生主膳正・中川飛驒守・石川左近将監・小笠原和泉守・松平兵庫頭ら五人、勘定吟味役鈴木門三郎・岡松八右衛門・沢次郎右衛門・金沢瀬兵衛ら四人添状あり。

大坂町奉行水野若狭守・同佐久間左京は享和元年六月銀三八七貫五一七匁九分三厘五毛分の金四八五七匁一分（この銀三〇二貫二六六匁六分六厘七毛五弗、一両六二匁二分三厘替え）・二朱判一三六八匁三分（この銀八五貫一七七匁三分一厘二毛五弗、一両右同断）合計金六二二六両・銀七三匁九分五厘五毛、これは為替取扱人上田三郎左衛門ほか八人へ下げ金は大坂貸付け利銀の内をもって年々渡して来たが、享和二年よりは不足見えるにつき一三ヶ年賦の口寛政十二年納めた一ヶ年分の元銀、享和元年月五朱の利足で貸付け、右利銀をもって下げ金九〇〇両ずつ渡し、残銀の分は年々金蔵納めの積り。もっとも元銀返納は下げ金皆済の時期に勘定所へ掛合いの積り、勘定奉行柳生主膳正・中川飛驒守・石川左近将監・菅沼下野守・小笠原和泉守ら五人、勘定吟味役三橋藤右衛門・鈴木門三郎・岡松八右衛門・沢次郎右衛門・金沢瀬兵衛ら五人の添状をもって渡す。

大坂谷町代官池田仙九郎は享和元年八月金二両三分と永一五八文五分（永の分のは銀九匁五分、一両六〇目替え）、うち二朱判二分と永八一文七分（永分銀四匁九分二毛、六〇目替え）は享和二年分同三年柘植又左衛門納め、残銀二両

一分永七六文八分、これは代官所播磨国多可郡大山下村百姓家類焼につき、農具代拝借金二両三分永一五八文五分、返納は享和二年より寅まで五ヶ年賦、一ヶ年金二分永八一文七分ずつ返納の積り。勘定奉行は右の五人、勘定吟味役も右の五人、勘定組頭三人の裏判手形をもって渡す。

同じ池田は享和元年九月銀一七三匁八分、これは右同断類焼につき夫食代拝借銀一七三匁八分八厘、返納は享和二年より寅まで五ヶ年賦、一ヶ年銀三四匁七分七厘六毛ずつ返納の積り、右の同人ら裏判手形をもって渡す。

播磨龍野城主脇坂淡路守安董家来は、享和元年十二月銀一九貫一〇九匁、これは預所美作国久米北条郡宮尾村ほか七ヶ村水損につき手当として拝借仰せ付けられ、返納は享和二年より未まで一〇ヶ年賦、一ヶ年銀一貫九一〇匁九分ずつ返納の積り。右同人裏判手形をもって渡す。ただし江戸金蔵へ返納の訳、勘定奉行柳生主膳正・中川飛驒守・石川左近将監・小笠原和泉守・松平兵庫頭ら五人、勘定吟味役鈴木門三郎・岡松八右衛門・沢次郎右衛門・金沢瀬兵衛ら四人添状あり。

京都代官小堀縫殿は寛政四年京都代官内藤重三郎ならびに縫殿入手形、ただし重三郎同七年転役仰せ付けられるにつき同年より縫殿引請となる、金一万兩ただし荒地起返手当貸付の分、金四〇〇〇兩ただし無名目にて貸付の分、計一万四〇〇〇兩、うち三五〇〇兩寛政十一・十二年返納済み、残金一万〇五〇〇兩は右同断二ヶ年返納済み残金、金三五〇〇兩は前書返納済み二ヶ年分享和元年渡し分、享和元年より無年限貸付け高二口ノ金一万四〇〇〇兩、うち一万〇五〇〇兩は寛政十一・十二年三五〇〇兩縫殿取立て返納済み残金、三五〇〇兩右同断二ヶ年返納済み右金高渡し残金に結び貸付け仰せ付けられるにつき享和元年渡し分、これは縫殿取扱荒地起返手当ならびに無名目にて貸付は年賦返納年限中なので、寛政十一年貸付金高の分これ以後元金据え置き、追って差図あるまでは貸付の積り心得、貸付け方は不時に返納申し付けても差支えない身元宜しい者を撰び、質地証文を取り置き長年季ないよう取り計らい、なるべくこれまで借

りた者よりは極めた通り取立て、他村へ貸付けたよう取り計らい利金上納、諸入用請取方等はこれまでの通り心得、もつとも同年元金のうち三五〇〇両未申二ヶ年返納が済んだ分は又貸し渡し、以来書面の金一万四〇〇〇両元金に備え置き、利足は一ヶ年九分のうち一分は諸入用として下された分除き、八分の利金年々江戸金蔵へ納め、追って差図の上元金返納の積り、勘定奉行柳生主膳正・中川飛驒守・石川左近将監・菅沼下野守・小笠原和泉守ら五人、勘定吟味役三橋藤右衛門・鈴木門三郎・岡松八右衛門・沢次郎右衛門・金沢瀬兵衛ら五人の裏判手形をもって渡す。

近江大津代官石原庄三郎正通は寛政四年亡父石原清左衛門入手形ただし同人同六年病死につき同七年より庄三郎引請になる。金七〇〇両は荒地起返手当貸付けの分、金三七八〇両は無名目にて貸付の分、計一万〇七八〇両、うち金二六九五両は寛政十一・十二年返納済み、残金八〇八五両は右同断二ヶ年返納済み残金、金二六九五両は前書返納済み二ヶ年分享和元年渡し分。享和元年より無年限貸付け高二口ノ金一万〇七八〇両、うち金八〇八五両は寛政十一・十二年分二六九五両庄三郎取立て返納済み残金、金二六九五両は右同断二ヶ年返納済み右金高渡し残金に結び貸付け仰せ付けられるにつき享和元年渡し分。これは庄三郎取扱荒地起返手当ならびに無名目にて貸付は年賦返納年限中なので、寛政十一年貸付金高の分これ以後元金据え置き、追って差図あるまでは貸付の積り心得、貸付け方は不時に返納申し付けても差支えない身元宜しい者を撰び、質地証文を取り置き長年季ないよう取り計らい、なるべくこれまで借りた者よりは極めた通り取立て、他村へ貸付けたよう取り計らい利金上納、諸入用請取方等はこれまでの通り心得、もつとも同年元金のうち二六九五両未申二ヶ年返納が済んだ分は又貸し渡し、以来書面の金一万〇七八〇両元金に備え置き、利足は一ヶ年九分のうち一分は諸入用として下された分除き、八分の利金年々江戸金蔵へ納め、追って差図の上元金返納の積り。右と同じ勘定奉行五人、勘定吟味役五人の裏判手形をもって渡す。

大坂鈴木町代官篠山十兵衛は享和元年十二月金二五〇〇両、この一ヶ年利金三〇〇両、ただし年一割二分の利足、う

ち金二七九兩は利金高三〇〇兩のうち九分三厘年々七月・十二月兩度金蔵へ上納の分、金二一兩は利金高三〇〇兩のうち七厘通り貸付け方諸入用として下された分、ほか二朱判二七九兩享和三年分利金同年納め。これは小兒養育・荒地起返手当金一万兩貸付け仰せ付けられるうち、引請高金二五〇〇兩年一割二分の割をもって貸付け方取扱い、もっとも元金は以来年々貸付の積り。貸付け方は支配所村々ならびに外御料私領村々身元確かなる者へ年々十二月より翌十一月まで年を跨ぎ一ケ年の質地証文を取り、貸付け利金取立て方は十二月より翌年五月まで六ヶ月分を七月中納め、六月より十一月まで六ヶ月分を十二月中納め、追って元金返納の積り。右と同じ勘定奉行五人、勘定吟味役五人、それに勘定組頭三人の裏判手形をもって渡す。

篠山は寛政四年大坂鈴木町羽倉権九郎入手形二朱判五八〇〇兩、ただし寛政四年より同八年まで五ケ年元金貸し据え利金ばかり上納、六ケ年目同九年より寅まで一〇ケ年賦返納皆済の積り。もっとも年一割の利金のうち一分は貸し渡し方諸入用として下される分を引き残り九分上納の積り。うち一一六〇兩は寛政九・十年二ケ年十兵衛取立て返納済み分、もう一一六〇兩は寛政十一・十二年二ケ年同人取立て返納済み分、残二朱判三四八〇兩は享和元年より年賦割合返納すべき分同年より貸し据えになる。ほか二朱判一一六〇兩は前書未申二ケ年返納の元金享和元年猶又相渡し貸付けになるにつき貸付け元へ加えた分。享和元年より貸付高二口ノ二朱判四六四〇兩、ただし返納は追って差図あるまでは書面の金高貸し据えの積り、もっともこれまでの通り年一割の利金のうち一分は貸し付け方諸入用として下される分を引き残り九分上納の積り。ほか二朱判四一七兩二分と永一〇〇〇文(この銀六匁三分七厘、一兩六三匁七分替え)は享和二年分利金三年納め。これは但馬国生野銀山水抜き普請入用ならびに荒地起返手当として金三万兩右貸付けを仰せつけられたうち、寛政四年二朱判金五八〇〇兩羽倉権九郎入手形をもって貸し渡したところ、同人同五年場所替えにつき同年より十兵衛引請になり、同九年より同十二年まで四ケ年分元金二三二〇兩返納済み、未だ年限中なので巳午兩年分一一六〇兩

は納め切りになり、未申二ヶ年分一一六〇兩はなお又渡し、残二朱判三四一八兩へ加え、都合二朱判四六四〇兩寛政十一年貸付け金高の分、これ以後元金据え置き追って差図あるまでは貸付の積り心得、貸付け方は不時に返納仰せ付けられても差支えない身元宜しい者を撰び、質地証文を丈夫に取り置き長年季ないよう取り計らい、なるべくこれまで借りた者よりは極めた通り取立て、他村へ貸付けたよう取り計らい利金上納、諸入用請取方等はこれまでの通り心得早々貸し渡すべく仰せ渡されるにつき、以来書面の二朱判四六四〇兩元金据え置き、追って差図の上元金返納の積り、右と同じ勘定奉行五人、勘定吟味役五人の裏判手形をもって渡す。

大坂谷町代官池田仙九郎は享和元年十二月金二五〇〇兩、この一ヶ年利金三〇〇兩ただし年一割二分利足、うち金二七九兩は利金三〇〇兩のうち九分三厘年々七月・十二月両度に金藏へ上納の分、金二一兩は利金三〇〇兩のうち七厘通り貸付け方諸入用として下される分、享和二年十二月より三年五月まで半年分、ほか二朱判一三九兩二分利金去る三年柘植又左衛門納め。これは小児養育・荒地起返手当金二万兩貸付け仰せ付けられるうち、引請高金二五〇〇兩年一割二分の割をもって貸付け方取扱い、もつとも元金は以来年々貸付の積り。貸付け方は支配所村々ならびに外御料私領村々身元確かなる者へ年々十二月より翌十一月まで年跨ぎ、一ヶ年の質地証文を取り、貸付け利金取立て方は十二月より翌年五月まで六ヶ月分を七月中納め、六月より十一月月まで六ヶ月分を十二月中納め、追って元金返納の積り。右と同じ勘定奉行五人、勘定吟味役五人、それに勘定組頭三人の裏判手形をもって渡す。

同じく池田は寛政四年京都町奉行鈴木新吉入手形二朱判六八〇〇兩、ただし寛政四年より同八年まで五ヶ年元金貸し据え利金ばかり上納、六ヶ年目同九年より寅まで一〇ヶ年賦返納皆済の積り。もつとも年一割の利金のうち一分は貸し渡し方諸入用として下される分を引き残り九分上納の積り。うち一三六〇兩は寛政九・十年二ヶ年仙九郎取立て返納済み分、もう一三六〇兩は寛政十一・十二年二ヶ年同人取立て返納済み分、残二朱判四〇八〇兩は享和元年より年賦割合

返納すべき分同年より貸し据えになる。ほか二朱判一三六〇両は前書未申二ヶ年返納の元金享和元年猶又相渡し貸付けになるにつき貸付け元へ加えた分。享和元年より貸付高二口ノ二朱判五四四〇両、ただし返納は追って差図あるまでは書面の金高貸し据えの積り。もっともこれまでの通り年一割の利金のうち一分は貸し付け方諸入用として下される分を引き残九分上納の積り。ほか二朱判四八九兩二分と永一〇〇文（この銀六匁三分六厘、一兩六三匁六分替え）は享和二年分利金三年納め。これは但馬国生野銀山水抜き普請入用ならびに荒地起返手当として金三方兩貸付け仰せ付けられるうち、寛政四年二朱判六八〇〇兩鈴木新吉入手形をもって貸し渡したところ、同人同六年吟味役仰せ付けられるにつき、寛政七年より仙九郎引請になり、同九年より同十二年まで四ヶ年分元金二七二〇兩返納済み、未だ年限中なので巳午兩年分一三六〇兩は納め切りになり、未申二ヶ年分一三六〇兩は猶又渡し、残二朱判四〇八〇兩へ加え、都合二朱判五四四〇兩寛政十一年貸付け金高の分、これ以後元金据え置き追って差図あるまでは貸付の積り心得、貸付け方は不時に返納仰せ付けられても差支えないよう身元宜しい者を撰び、質地を丈夫に取り置き長年季ないよう差し計らい、なるべくこれまで借りた者よりは極めた通り取立て、他村へ貸付けたよう取り計らい利金上納、諸入用請取方等はこれまでの通り心得早々貸し渡すべく仰せ渡されるにつき、以来書面の二朱判五四四〇兩元金据え置き、追って差図の上元金返納の積り。右と同じ勘定奉行五人、勘定吟味役五人の裏判手形をもって渡す。

大坂鈴木町代官木村周蔵は、享和元年十二月金五〇〇〇兩、この一ヶ年利金六〇〇兩ただし年一割二分利足、うち金五五八兩は利金高六〇〇兩のうち九分三厘年々七月十二月両度に大坂金蔵へ上納の分、金四二兩は利金高六〇〇兩のうち七厘通り貸付け方諸入用として下される分、ほか二朱判四八〇兩は享和三年分利金同年内納め。これは小兒養育・荒地起返手当として金一万兩貸付け仰せ付けられるうち、引請高五〇〇〇兩を年一割二分の割をもって貸付け方取扱い、もっとも元金は以来年々貸付の積り。貸付は支配所村々ならびに御料私領村々身元確かな者へ年々十二月より翌十一月

まで年を跨ぎ、一ケ年の質地証文を取り、貸付け利金取立は十二月より翌年五月まで六ヶ月分を七月中納め、六月より十一月月まで六ヶ月分を十二月中納め、追って元金返納の積り。右と同じ勘定奉行五人、勘定吟味役五人、それに勘定組頭三人の裏判手形をもって渡す。

備中倉敷代官柘植又左衛門は寛政四年備中倉敷代官野口辰之助入手形金五八〇〇両、ただし寛政四年より同八年まで五ケ年元金貸し据え利金ばかり上納、六ケ年目同九年より寅まで一〇ケ年賦返納皆済の積り。もっとも年一割の利金のうち一分は貸し渡し方諸入用として下される分を引き残り九分上納の積り。うち一一六〇両は寛政九・十年二ケ年野口辰之助・又左衛門取立て返納済み分、一一六〇両は寛政十一・十二年二ケ年又左衛門取立て返納済み分、残金三四八〇両は享和元年より年賦割合の通り返納すべき分同年より貸し据えになる。ほか金一一六〇両は前書未申二ケ年返納の元金享和元年猶又渡し貸付けになるにつき貸付け元へ加える分。享和元年より貸付高二口メ金四六四〇両、ただし返納は追って差図あるまでは書面金高貸し据えの積り。もっともこれまでの通り年一割利金のうち一分は貸付け方諸入用として下される分を引き残り九分上納の積り。ほか金四一七兩二分と永一〇〇文（この銀六匁三分六厘三毛、一兩六三匁六分三厘替え）は享和二年分利金三年納め。これは但馬国生野銀山水抜き普請入用ならびに荒地起返手当として金三万兩貸付け仰せ付けられるうち、寛政四年金五八〇〇両を野口辰之助入手形をもって貸し渡し、同九年一ケ年同人方にて返納済んだところ、同年場所替えにつき又左衛門引請けになり、翌年より同十二年まで四ケ年分元金二二二〇兩返納済み、未だ年限中なので巳午両年分一一六〇両は納め切りになり、未申二ケ年分一一六〇兩猶又渡し、残金三四八〇兩へ差し加え、都合四六四〇兩寛政十一年貸付け金高の分、これ以後元金据え置き追って差図あるまでは貸付の積り心得、貸付け方は不時に返納仰せ付けられても差支えないよう身元宜しい者を撰び、質地を丈夫に取り置き長年季ないよう差し計らい、なるべくこれまで借りた者よりは極めた通り取立て、他村へ貸付けたよう取り計らい利金上納、諸入用請取方等

はこれまでの通り心得早々貸し渡すべく仰せ渡されるにつき、以来書面の金四六四〇兩元金据え置き、追って差図の上元金返納の積り。勘定奉行柳生主膳正・中川飛驒守・石川左近将監・菅沼下野守・小笠原和泉守ら五人、勘定吟味役三橋藤右衛門・鈴木門三郎・岡松八右衛門・沢次郎右衛門・金沢瀬兵衛ら五人の裏判手形をもって渡す。

美作久世代官重田又兵衛は寛政四年美作久世代官早川八郎左衛門入手形金五八〇〇兩、ただし寛政四年より同八年まで五ヶ年元金貸し据え利金ばかり上納、六ヶ年目同九年より寅まで一〇ヶ年賦返納皆済の積り。もっとも年一割の利金のうち一分は貸し渡し方諸入用として下される分を引き残り九分上納の積り。うち一一六〇兩は寛政九・十年二ヶ年早川八郎左衛門取立て返納済み分、一一六〇兩は寛政十一・十二年二ヶ年同人取立て返納済み分、残金三四八〇兩は享和元年より年賦割合の通り返納すべき分同年より貸し据えになる。ほか金一一六〇兩は前書未申二ヶ年返納の元金享和元年猶又渡し貸付けになるにつき貸付け元へ加える分。享和元年より貸付高二口ノ金四六四〇兩、ただし返納は追って差図あるまでは書面金高貸し据えの積り。もっともこれまでの通り年一割利金のうち一分は貸付け方諸入用として下される分を引き残り九分上納の積り。ほか金四一七兩二分と永一〇〇〇文（この銀六匁三分五厘三毛、一兩六三匁五分三厘替え）、は享和二年分利金三年納め。これは但馬国生野銀山水抜き普請入用ならびに荒地起返手当として金三万兩貸付け仰せ付けられるうち、寛政四年金五八〇〇兩早川八郎左衛門入手形をもって貸し渡し、同九年より同十二年まで四ヶ年分元金二二二〇兩返納済んだところ、同人場所替えにつき享和元年より又兵衛引請けになり、未だ年限中なので巳午兩年分一一六〇兩は納め切りになり、未申二ヶ年分一一六〇兩猶又渡し、残金三四八〇兩へ差し加え、都合四六四〇兩寛政十一年貸付け金高の分、これ以後元金据え置き追って差図あるまでは貸付の積り心得、貸付け方は不時に返納仰せ付けられとも差支えないよう身元宜しい者を撰び、質地を丈夫に取り置き長年季ないよう差し計らい、なるべくこれまで借りた者よりは極めた通り取立て、他村へ貸付けたよう取り計らい利金上納、諸入用請取方等はこれまでの通り心得早々貸し

渡すべく仰せ渡されるにつき、以来書面の金四六四〇兩元金据え置き、追って差図の上元金返納の積り。右と同じ勘定奉行五人、勘定吟味役五人の裏判手形をもって渡す。

三井孫十郎は紀州家臣または町人と思われるが、享和二年七月金七〇〇〇兩・二朱判三〇〇〇兩、計一万兩。これは紀伊殿領分で砂糖製作につき右手当拝借を願ったところ、一ヶ年金一万兩ずつ寛政十二年より当文化元年まで五ヶ年の間拝借仰せ出され、渡し方は年々六月渡し、返納は享和二年より寅まで五ヶ年の間年々七月返納の積りをもって享和二年一ヶ年分、老中松平伊豆守・戸田采女正・安藤対馬守・牧野備前守忠精裏判手形をもって渡す。ただし当文化元年返納あるべきところ年延になり来たる卯年返納の旨、勘定奉行柳生主膳正・中川飛驒守・石川左近将監・小笠原和泉守・松平兵庫頭の五人、勘定吟味役鈴木門三郎・岡松八右衛門・沢次郎右衛門・金沢瀬兵衛の四人の添状あり。

近江大津代官石原庄三郎は享和二年八月金二五〇兩、これは代官所撰津国一ヶ村困窮お救い拝借金。返納は享和二年より来たる未まで一〇ヶ年貸し据え、翌申年残らず返納の積り。前項と同じ勘定奉行五人、勘定吟味役四人、それに加えて勘定組頭加藤惣兵衛・岸彦十郎・関川庄右衛門三人の裏判手形をもって渡すとあり、これから最後の口まで同じ役職氏名の裏判手形であるので略す。ただし勘定組頭の裏判手形がない口もあり、その口ごとに注記する。

大坂鈴木町代官篠山十兵衛は享和二年十一月銀一九貫九二九匁三分、これは代官所・当分預所撰津・河内国一九ヶ村享和二年水損につき夫食拝借銀一九貫九二九匁三分八厘、返納は享和三年より来たる卯まで五ヶ年賦、一ヶ年銀三貫九八五匁八分七厘ずつ、未年は銀三貫九八五匁九分返納の積り。

大坂谷町池田仙九郎は享和二年十一月銀二四貫七四四匁三分、これは代官所・当分預所河内国村々夫食代拝借銀二四貫七四四匁三分七厘五毛、返納は享和三年より来たる卯まで五ヶ年賦、一ヶ年銀四貫九四八匁八分ずつ、未年は銀四貫九四九匁一分七厘五毛返納の積り。

大坂鈴木町代官木村周蔵は享和二年十一月銀一二貫二九六匁二分、これは代官所撰津国村々夫食代拝借銀一二貫二九六匁二分五厘、返納は享和三年より来たる卯まで五ケ年賦、一ケ年銀二貫四九四匁二分五厘ずつ返納の積り。

山城宇治代官上林六郎は享和二年十一月銀二一貫三三〇目六分、これは代官所山城・河内国村々急夫食代拝借銀二一貫三三〇目六分二厘五毛、返納は享和三年より来たる卯まで五ケ年賦、一ケ年銀四貫二六四匁一分二厘五毛ずつ返納の積り。

伏見奉行加納遠江守久周は享和二年十一月金八七両、これは支配所伏見宿本陣四人の者共、享和二年六月洪水につき拝借金、返納は享和三年より来たる申まで一〇ケ年賦、一ケ年金九兩ずつ、末一ケ年は六兩返納の積り、同じ勘定奉行五人、勘定吟味役四人裏判手形をもって渡す。ただし右拝借金出方のことは江戸表道中方除金の内をもって渡す筋にあり、勘定組頭松山惣右衛門・保田定市二人の印状あり。

京都代官小堀縫殿は享和二年十一月銀三貫五六六匁二分、これは代官所山城国一二ケ村夫食代拝借銀三貫五六六匁二分五厘、返納は享和三年より来たる卯まで五ケ年賦、一ケ年銀七三三匁二分五厘返納の積り。

近江大津代官石原庄三郎は享和二年十一月銀一九貫五五〇目六分、これは代官所河内・撰津国水難村々急夫食代拝借銀一九貫五五〇目六分三厘、返納は享和三年より来たる卯まで五ケ年賦、一ケ年銀三貫九一〇匁一分二厘六毛ずつ返納の積り。

山城宇治代官上林六郎は享和二年十二月銀一貫三七八匁一分、これは代官所山城国一ケ村急夫食代拝借銀一貫三七八匁一分二厘五毛、返納は享和三年より来たる卯まで五ケ年賦、一ケ年銀二七五匁六分二厘五毛ずつ返納の積り。

撰津高槻城主永井日向守家来は享和二年十二月銀二三貫七三三匁五分、これは預所撰津・河内国村々急夫食代拝借銀二三貫七三三匁五分、返納は享和三年より来たる卯まで五ケ年賦、一ケ年銀四貫七四四匁五分ずつ返納の積り。

京都代官小堀縫殿は享和二年十二月銀一貫一二五匁、これは代官所・当分預所河内国二ヶ村夫食代拝借銀一貫一二五匁、返納は享和三年より来たる卯まで五ヶ年賦、一ヶ年銀二二五匁ずつ返納の積り。

但馬生野代官布施孫三郎は寛政四年前代官稲垣藤四郎入手形高二朱判五八〇〇兩、ただし寛政四年より同八年まで五ヶ年元金貸し据え利金ばかり上納、六ヶ年目同九年より寅まで一〇ヶ年賦返納皆済の積り。もっとも年一割の利金のうち一分は貸し付け方諸入用として下される分を引き残り九分上納の積り。うち一一六〇兩は寛政九・十年二ヶ年藤四郎取立て返納済み分、享和元年より貸付高同三年三月手形引替え、二朱判四六一〇兩、ただし返納は追って差図あるまでは書面の金高貸し据えの積り。もっともこれまでの通り年一割の利金のうち一分は貸し付け方諸入用として下される分を引き残り九分上納の積り。ほか二朱判四二六兩と永三〇〇文三厘（永の銀一九匁九厘一毛、一兩六三匁六分三厘替え）利金享和元年十二月一ヶ月分ならびに二年分共享和三年納め。これは但馬国生野銀山水抜き普請入用ならびに荒地起返手当として金三万兩貸付け仰せ付けられるうち、寛政四年二朱判五八〇〇兩は但馬生野代官稲垣藤四郎入手形をもって貸し渡し、右のうち巳午二ヶ年分元金一一六〇兩は返納が済んだところ、同人同十一年場所替えにつき同年より孫三郎引請けになったところ、巳午二ヶ年分元金は納め切りになり、残四六四〇兩寛政十一年貸付け金高の分。これ以後元金据え置き追って差図あるまでは貸付の積り心得、貸付け方は不時に返納仰せ付けられても差支えないよう身元宜しい者を撰び、質地把を丈夫に取り置き長年季ないよう差し計らい、なるべくこれまで借りた者よりは極めた通り取立て、他村へ貸付けたよう取り計らい利金上納、諸入用請取方等はこれまでの通り心得、かつ但馬国朝来郡白井村ほか四六ヶ村難澁人拝借の分、年延願い出るにつき伺うところ、右は無利足などには成りがたい貸付金で、村方変地したかまたは格別の訳もあれば別段仕法もあるので、伺い書を下げる旨仰せ渡され、願村方へ了解申し聞かせ、同年より滞納の元金追々取立て他村へ貸し渡し年延願いを止めたので、書面の二朱判四六四〇兩元金に据え置き、利足は年一割のうち一分は貸

し付け方諸入用として下される分を引き残り九分上納の積り。もっとも追って差図の上元金返納の積り。裏判手形には次の同人とも勘定組頭の名なし。

同じく布施は享和三年正月金二〇〇両・二朱判二八〇〇両、計四八〇〇両、これは代官所但馬国生野銀山のうち一ノ谷大切水抜き穿ち方手当として金三方両貸付け利金の内をもって、寛政四年より西（享和元年）まで一〇ヶ年の間一二〇〇両ずつ山師共へ下される積り。同十年まで但馬生野代官稲垣藤四郎手形をもって七二〇〇両渡したところ、穿ち方糺しのことあり同年より手当渡し方差し止められたが、残金四八〇〇両渡し方下知済み、かつ午まで渡した七二〇〇両のうち山師共日割をもって渡し生野御蔵へ入れ置いた残銀金にして六四九両余共、二口合金五四九両余下げ下されるにつき、御料私領身元丈夫な者を撰び、享和二年より未まで一〇ヶ年一割二分の利足で貸付け、一ヶ年利金のうち一分通り諸入用として下され、残銀の分一〇ヶ年の間手当として山師共へ渡し、一一ヶ年目申年に至り元金取立て返納の積り。

近江大津代官石原庄三郎は享和三年正月金六四両二分と永二〇二文五分（この銀一二匁一分、六〇目替え）、これは代官所河内・撰津国水難村々流失家潰家小屋掛け拝借金六四両二分永二〇二文五分、返納は享和三年より来たる卯まで五ヶ年賦、一ヶ年金一二両三分永一九〇文五分ずつ返納の積り。裏判手形に勘定組頭の名なし。

大坂鈴木町代官木村周蔵は享和三年正月銀三五〇目六分、これは代官所撰津国一ヶ村享和二年水難につき夫食代拝借銀三五〇目六分三厘、返納は享和三年より来たる卯まで五ヶ年賦、一ヶ年銀七〇目ずつ、末年は七〇目六分三厘返納の積り。

大坂鈴木町代官篠山十兵衛は享和三年閏正月二朱判三四両三分と永五七文五分（この銀三匁四分、六〇目替え）、これは代官所・当分預所撰津・河内国一三ヶ村享和二年水難にて潰家に及ぶにつき小屋掛け料拝借金三四両三分永五七文

五分、返納は享和三年より来たる卯まで五ヶ年賦、一ヶ年金六兩三分永二一文五分ずつ返納の積り。裏判手形に勘定組頭の名なし。

同人は享和三年閏正月銀一九貫九二九匁三分、これは代官所・当分預所撰津・河内国一九ヶ村享和二年水難につき再夫食拝借銀一九貫九二九匁三分八厘、返納は享和三年より卯まで五ヶ年賦、一ヶ年銀三貫九八五匁八分七厘ずつ、末年は三貫九八五匁九分返納の積り。

大坂鈴木町代官木村周藏は享和三年閏正月銀一二貫二九六匁二分、これは代官所撰津国中野村ほか一八ヶ村享和二年水難につき再夫食代拝借銀高一二貫二九六匁二分五厘、返納は享和三年より卯まで五ヶ年賦、一ヶ年銀二貫四九九匁二分五厘ずつ返納の積り。

近江大津代官石原庄三郎は享和三年閏正月銀一六貫九四八匁一分、これは代官所河内・撰津国水難村々再夫食代拝借銀一六貫九四八匁一分三厘、返納は享和三年より卯まで五ヶ年賦、一ヶ年銀三貫三八九匁六分二厘六毛ずつ返納の積り。
大坂谷町池田仙九郎は享和三年閏正月銀二四貫六六九匁三分、これは代官所・当分預所河内国村々再夫食代拝借銀二四貫六六九匁三分七厘五毛、返納は享和三年より卯まで五ヶ年賦、一ヶ年銀四貫九三三匁ずつ、末年は銀四貫九三七匁三分七厘五毛返納の積り。

同人は享和三年閏正月二朱判二四兩三分と永三〇文（この銀一匁八分、六〇目替え）、これは代官所・当分預所河内国村々水難につき小屋掛け料拝借金二四兩三分永三〇文、返納は享和三年より卯まで五ヶ年賦、一ヶ年金四兩三分永二〇六文ずつ返納の積り。裏判手形に勘定組頭の名なし。

撰津高槻城主永井日向守家来は享和三年閏正月二朱判二四兩三分と永二〇五文（この銀二匁三分、六〇目替え）、これは預所撰津・河内国村々享和二年出水につき潰家小屋掛料拝借金二四兩三分永二〇五文、返納は享和三年より卯ま

で五ヶ年賦、一ヶ年金四兩三分永二四一文ずつ返納の積り。

同人家来は享和三年二月銀二二貫五一一匁二分、これは預所撰津・河内国村々再夫食代拝借銀二二貫五一一匁二分五厘、返納は享和三年より卯まで五ヶ年賦、一ヶ年銀四貫五〇二匁二分五厘返納の積り。

伏見奉行加納遠江守は享和三年三月銀一七貫九一〇匁、これは預所山城国六ヶ村享和二年水難につき相続のため拝借銀一七貫九一〇匁、返納は文化元年より来たる酉まで一〇ヶ年賦、一ヶ年銀一貫七九一匁ずつ返納の積り。

大坂鈴木町代官篠山十兵衛は享和三年四月銀六貫〇九九匁五分、ほか銀一貫八二九匁八分五厘三毛は三割利銀、これは代官所・当分預所撰津・河内国二〇ヶ村享和二年水損につき種粃がなく、拝借銀六貫〇九九匁五分一厘、ほか三割利銀一貫八二九匁八分五厘三毛、元利合銀七貫九二九匁三分六厘三毛、返納は文化元年より辰まで五ヶ年賦、一ヶ年銀一貫五八五匁八分七厘ずつ、末年は銀一貫五八五匁八分八厘三毛返納の積り。

大坂鈴木町代官木村周蔵は享和三年四月銀六貫七一四匁八分、ほか銀二貫〇一四匁四厘三毛は三割利銀、これは代官所撰津国村々享和二年水難につき種粃がなく、拝借銀六貫七一四匁八分一厘、ほか三割利銀二貫〇一四匁四分四厘三毛加え、合銀八貫七二九匁二分五厘三毛、返納は文化元年より辰まで五ヶ年賦、一ヶ年銀一貫七四五匁八分五厘ずつ、末年は銀一貫七四五匁八分五厘三毛返納の積り。裏判手形に勘定組頭の名なし。

近江大津代官石原庄三郎は享和三年四月銀八貫六五九匁六分、ほか銀二貫五九七匁九分は三割利銀、これは代官所河内・撰津・近江国水難村々種粃代拝借銀八貫六五九匁六分五厘、ほか三割利銀二貫五九七匁九分加え、合銀一一貫二五七匁五分五厘、返納は文化元年より辰まで五ヶ年賦、一ヶ年銀二貫二五一匁五分一厘ずつ返納の積り。

山城宇治代官上林六郎は享和三年四月銀二貫五〇四匁一分、ほか銀七五一匁二分五厘は三割利銀、これは代官所山城・河内国村々種粃代拝借銀二貫五〇四匁一分六厘、ほか三割利銀七五一匁二分五厘加え、合銀三貫二五五匁四分一厘、返

納は文化元年より辰まで五ヶ年賦、一ヶ年銀六五一匁八厘二毛ずつ返納の積り。

大坂谷町池田仙九郎は享和三年四月銀六貫八八匁五分、ほか銀二貫〇六六匁八分七厘七毛は三割利銀、これは元代官所・当分預所河内国村々水難につき種粳代拝借銀六貫八八匁五分九厘、ほか三割利銀二貫〇六六匁八分七厘七毛加え、合銀八貫九五六匁四分六厘七毛、返納は文化元年より辰まで五ヶ年賦、一ヶ年銀一貫七九一匁二分ずつ、末年は銀一貫七九一匁六分六厘七毛返納の積り。

摂津高槻城主永井日向守家来は享和三年四月銀一一貫〇六八匁二分、ほか銀三貫三二〇目四分八厘は三割利銀、これは預所撰津・河内国村々種粳代拝借銀一一貫〇六八匁二分六厘、ほか三割利銀三貫三二〇目四分八厘加え、合銀一四貫三八八匁七分四厘、返納は文化元年より辰まで五ヶ年賦、一ヶ年銀二貫八七七匁七分四厘八毛ずつ返納の積り。

京都代官小堀縫殿は享和三年六月銀七貫三五一匁八分、これは代官所・当分預所山城・河内国一八ヶ村享和二年水難につき作夫食代拝借銀七貫三五一匁八分七厘五毛、返納は文化元年より辰まで五ヶ年賦、一ヶ年銀一貫四七〇目三分七厘五毛ずつ返納の積り。

同人は享和三年六月金一九両三分と永六〇文（永の銀三匁六分、六〇目替え）、これは代官所・当分預所山城・河内国七ヶ村享和二年水難で流家潰家出来小屋掛料拝借金一九両三分永六〇文、返納は文化元年より辰まで五ヶ年賦、一ヶ年金三両三分永二二文ずつ返納の積り。裏判手形に勘定組頭の名なし。

山城宇治代官上林六郎は享和三年七月銀一一貫九〇二匁五分、これは代官所山城・河内国村々再夫食代拝借銀一一貫九〇二匁五分、返納は文化元年より辰まで五ヶ年賦、一ヶ年銀二貫三八〇目五分ずつ返納の積り。

同人は享和三年七月銀九三三匁五分、これは代官所山城国内里村再夫食代拝借銀九三三匁五分、返納は文化元年より辰まで五ヶ年賦、一ヶ年銀一八七匁五分ずつ返納の積り。

備中倉敷代官柘植又左衛門は享和三年十月銀四貫六八〇目、これは代官所播磨国二ヶ村自普請手当拝借銀四貫六八〇目、返納は文化元年より貢まで一五ヶ年賦、一ヶ年銀三一〇匁ずつ、末年は銀三四〇目返納の積り。

合計は金一九万八七三八匁一分永一七〇文三分、うち二朱判七万八〇〇七匁三分永二四二文五分、銀八八〇六貫〇一三匁九分四厘一毛、銀を金一兩銀六〇匁として金に換算すると、一四万六七六匁三分永一四〇文となり、合計すると三万五五〇五匁永三一〇文三分（両以下金一分六〇文三分）となる。

このうち金二万〇七九七匁一分永二四一文七分、銀三一七三貫四〇六匁一分二厘六毛は享和三年まで返納（金銀種など細かい内訳記載があるが省略）、残金一七万七九四〇匁三分永一七八文六分、銀五六三二貫六〇七匁八分一厘五毛である。これも銀を金に換算して金と合計すると、二七万一八一七匁二分永二二六文五分となる。

三 大坂金藏勘定帳との比較

享和二年（一八〇二）「大坂金藏納払勘定帳」に記載される代官で納人・渡人両方に記される者は、支配所の東から、近江大津石原庄三郎正通、近江信楽多羅尾四郎次郎光崇、京都小堀縫殿邦明・角倉与一玄匡・木村宗右衛門勝澄、山城宇治上林六郎久忠・上林又兵衛政武、大坂谷町池田仙九郎但季、大坂鈴木町篠山十兵衛景義・木村周蔵光休、丹後久美浜塩谷大四郎惟寅、但馬生野布施孫三郎義容、美作久世重田又兵衛信征、備中倉敷柘植又左衛門竹苞、石見大森大岡源右衛門孟清、豊後日田羽倉権九郎秘救、長崎高木作右衛門忠任である。また渡人としてのみ大和五条河尻甚五郎春之がある。

これに対し、享和三年「大坂金藏金銀拝借帳」記載代官は、近江大津石原清左衛門正範・石原庄三郎正通、京都内藤

重三郎忠恕・小堀縫殿邦明、山城宇治上林六郎久忠、大坂谷町内藤十右衛門忠尚・竹垣三右衛門直温・池田仙九郎但季、大坂鈴木町飯塚伊兵衛英長・羽倉権九郎秘救・篠山十兵衛景義・木村周蔵光休、丹後久美浜大塚彦六時睦・野村権九郎正福、但馬生野稻垣藤四郎豊強・布施孫三郎義容、美作久世重田又兵衛信征・早川八郎左衛門正紀、備中倉敷柘植又左衛門竹苞、石見大森大岡源右衛門孟清、豊後日田揖斐造酒助政恒、長崎高木作右衛門忠任である。

このうち二年・三年に重複して記載される代官は、京都小堀縫殿邦明、山城宇治上林六郎久忠、大坂谷町池田仙九郎但季、大坂鈴木町篠山十兵衛景義・同木村周蔵光休、美作久世重田又兵衛信征、備中倉敷柘植又左衛門竹苞、石見大森大岡源右衛門孟清、長崎高木作右衛門忠任の九名である。また豊後日田羽倉権九郎秘救は大坂鈴木町代官に転じている。

続いて天保四年（一八三三）「大坂金蔵納払勘定帳」に記載される代官は、納人・渡人として近江大津石原清左衛門正修、近江信楽多羅尾靱負某、近江大津角倉為次郎、京都小堀主税正芳・木村惣左衛門勝時、山城宇治上林六郎久建・同上林又兵衛政武、山城嵯峨角倉帯刀玄信、大坂谷町辻富次郎某・添田一郎次彭章、大坂鈴木町矢島藤蔵某・大原吉左衛門某、丹後久美浜和田主馬某、但馬生野西村貞太郎時憲、備中倉敷古橋新左衛門忠良、石見大森根本善左衛門玄之、豊後日田（西国郡代）塩谷大四郎惟寅、長崎高木作右衛門忠篤で、渡人としてのみ大和五条青山九八郎某（秀堅カ）、高木栄太郎某が記され、この三〇年で大幅に世代交代が見られる。

代官と共に幕領を支配する預所大名について見ると、享和二年「大坂金蔵納払勘定帳」に記載される預所大名は、摂津高槻永井日向守直進、出雲松江松平出羽守治郷、伊予松山松平隠岐守定国、播磨龍野脇坂淡路守安重、肥前島原松平主殿頭忠馮、伊予大洲加藤遠江守泰濟、加賀金沢松平（前田）加賀守齊広、丹波亀山松平又七郎信彰の八名である。なお預所大名ではないが肥後熊本細川越中守齊茲は領内非常災害の手当を受けている。

これに対し、享和三年「大坂金蔵金銀拝借帳」記載される預所大名は摂津高槻永井日向守直進、播磨龍野脇坂淡路守

安董の僅か二名である。

天保四年「大坂金蔵納払勘定帳」に記載される預所大名は、摂津高槻永井飛驒守直与、出雲松江松平出羽守斉貴、播磨龍野脇坂中務大輔安董、美作津山松平三河守斉民、肥前島原松平主殿頭忠侯、筑後柳河立花万寿丸鑑広、和泉岸和田岡部美濃守長慎・同岡部内膳正長和、豊後佐伯毛利伊勢守高泰、伊予松山松平隱岐守定通、肥前唐津小笠原佐渡守長泰、丹波亀山松平紀伊守信庸、備前岡山松平（池田）伊予守斉敏である。脇坂安董が官途名の変更があるものの同一人である以外は、代替わりないし新規の者である。

このほか、大名として、肥後熊本細川越中守斉護、肥後高瀬細川采女正利愛、上野館林松平右近将監斉厚、肥前佐賀松平（鍋島）肥前守斉直は預所大名ではないが、いずれも大坂廻米すべき困糶拝借返納銀で、預所大名立花万寿丸も同様である。

渡人でも出てくる大名は、摂津高槻永井飛驒守、播磨龍野脇坂中務大輔、和泉岸和田岡部美濃守の三人だけである。拝借帳に記載される遠国奉行は伏見奉行加納遠江守のみで、伏見宿本陣洪水拝借返納と預所山城国水難相続拝借返納である。

大坂町奉行は、興津能登守忠通は大坂冥加銀地代銀町人貸渡利足上納、曲渚甲斐守景衡が大坂川地代銀貸付利足川手入入用渡し、室賀山城守正之・京極伊予守高主は二名連名二口で大坂浜納屋地冥加と兵庫および播磨村拝借冥加上納、佐野備後守正親・小田切喜兵衛直年は西宮困窮拝借冥加上納、小田切土佐守直年・松平石見守貴強は大坂浜納屋地冥加と兵庫拝借冥加上納、松平石見守貴強・坂部能登守広吉は悪水吐自普請入用拝借返納、水野若狭守忠道・佐久間左京近は為替取扱人へ下金大坂貸付利銀元銀返納、山口丹波守直清・成瀬因幡守正存が為替取扱人へ下金大坂貸付残銀返納である。このうち曲渚甲斐守は銀一二〇〇貫目（金にして二万両）と極めて多い金額を見せる。次いで山口丹波守・成

瀬因幡守の銀三四一貫一八六匁余で金換算五六八六匁余、そして興津能登守の銀二〇〇貫目（金にして三三三三匁余）であり、大坂町奉行の役割が理解される。

京都町奉行鈴木新吉正義は京都代官角倉与一入手形の代官所河内国夫食代拝借返納である。

御茶師たちの拝借金銀と残金銀は第1表・第2表に示す通りであるが、返納金銀のうち享和三年納は、御物御茶師は金四両と銀二〇〇目、御物御通御茶師は金三両、御通御茶師は金五両と銀六〇〇目、上林味トは金一両と銀三〇目、上林内記は金二両三分と銀六〇目とある。これに対して享和二年分の勘定帳は別口拝借返納金銀の項目に全く同額の金銀が記されている。ただし上林内記は次の上林又兵衛となっている。天保四年分の勘定帳ではこれも別口拝借返納金銀の項目に御物御通御茶師の金三両を除いて同じ御茶師たちの全く同額の金銀が記されている。御物御通御茶師の拝借残金四九両三分永一八五文は天保四年までには皆済されているからである。天保四年も御物茶師・御通茶師や上林味ト・上林又兵衛は享和二年と同額を納めているが、御袋御通茶師はない。

またほかにも、たとえば佐竹右京大夫や小堀縫殿など幾つかの口で拝借帳記載の享和三年返納額と享和二年分勘定帳の別口拝借返納金銀の記載と一致するものが見える。

享和二年と天保四年「大坂金蔵納払勘定帳」で大坂金蔵金銀の為替送受について大きな役割を担った三井三人組・為替十人組は享和三年の拝借帳には出て来ない。拝借金銀を江戸金蔵に返納したかその予定の者が数名記されている。すなわち御金改役後藤庄三郎・銀座年寄・京都所司代堀田相模守ら、利金を江戸金蔵に納めている大津代官石原庄三郎の口であるが、御用為替人を通さず直接納めているのであろう。したがって三井三人組・為替十人組の名はないのである。

四 大坂金蔵拝借帳の特質と意義

拝借帳の記述をほぼ記述順に整理配列したのが第1表である。人名については（ ）内に代官や奉行などその役職を注記してある。同一人で複数回出てくる者もいるので、順序を○数字で示した。また拝借金銀とその事由を簡略に記し、享和三年ないし翌文化元年（一八〇四）段階での残金銀をも掲載した。金は両以下の分は十進法に直し永文と合算してある。

拝借金銀および残金の計算合計額は拝借帳末尾記載とは一致するが、残銀の計算合計額は末尾記載より六厘多い。どこかで「七厘」を「七厘」と誤記したのであろうか。理由は分からない。

第2表はこの拝借帳を、役職別すなわち宇治茶師・代官・大坂町奉行・京都町奉行・伏見奉行・播磨龍野城主（脇坂淡路守）家来・摂津高槻城主（永井日向守）家来・京都所司代・禁裏付・銀座年寄等・御金改役・薩摩藩・紀州藩（三井孫十郎）・対馬嚴原城主（宗対馬守）・出羽久保田城主（佐竹右京大夫）家来・に分け、代官は更に事由別に並べ、拝借金銀は金換算して（銀六〇匁〃金一両）、構成比を見たものである。このうち代官は畿内筋以西の代官所・当分預所すなわち幕府領を、播磨龍野城主・摂津高槻城主は幕府領である大名預所を支配している。伏見奉行預所も幕府領である。大坂町奉行・京都町奉行は幕府直轄都市である大坂・京都を支配しているのはいずれでもない。

役職別では金額比率の最も多いのは代官の三四・四一パーセントであるが、口数が極めて多いので当然と言えよう。平均一口金一六〇六両余である。このうち代官の中で最も比率の高いのは荒地起返手当返納で四〇一三・五四パーセントである。京都・備中倉敷・近江大津・丹後久美浜の四代官で、いずれも一万両以上の多額が目立つ。但馬生野銀山貸

付利金返納が総額の九・五九パーセントと多く、九口のうち生野代官が五口、ほかに美作久世・備中倉敷・大坂谷町・同鈴木町代官が一口ずつ加わっているのが注目される。次に式朱判通用貸付返納が八口四・八四パーセントを占める。安永元年（一七七二）南鐐二朱判が鑄造発行され、文政十二年（一八二九）まで通用した。この通用促進のため貸付がなされ、その返納額であろう。また小児養育手当返納は大坂三代官で計一万両二・八九パーセントとなる。それ以外は一パーセント未満の少額で夫食代・種初代・農具代など農民生活再建に必要な事項や水難・旱損・類焼など災害復旧手当である。

手当返納の中で多額なものは、対馬厳原城主宗対馬守の朝鮮使節来朝拝借返納の金にして四万〇六八七両二分一・七八パーセント、銀座年寄・大坂町人らの支配銅山や御用拝借返納の金にして四万両一一・五八パーセントが大坂大きい。ついで大坂町奉行九口三万四〇三八両余九・八五パーセントである。

御金改役後藤庄三郎の大坂金蔵除金上納三万両八・六八パーセント、紀伊領分砂糖製作手当拝借返納をする三井孫十

| 構成比 | 残金 両 | 残銀 貫 匁 |
|------|-------------|-------------|
| | 731.5000 | 116,480.000 |
| | 49.9350 | |
| | 251.3218 | 69,320.475 |
| | 215.0000 | 17,770.000 |
| | 2,300.5000 | 43,220.000 |
| 2.58 | 3,548.2568 | 246,790.475 |
| | | 11,229.450 |
| 0.95 | | 11,229.450 |
| | | 105,677.328 |
| 5.10 | | 105,677.328 |
| | | 103,000.000 |
| | 4,640.0000 | |
| | 2,250.0000 | |
| | 4,640.0000 | |
| | 5,440.0000 | |
| | 4,640.0000 | |
| | 4,800.0000 | |
| | 4,640.0000 | |
| | 130.0000 | |
| 9.59 | 31,180.0000 | 103,000.000 |
| | 860.1000 | |
| | 5,090.5000 | |
| | 454.7500 | |
| | 1,190.5400 | |
| | 1,500.0000 | |
| | 600.0000 | |
| | 900.0000 | |
| | 888.0000 | |
| | 1,200.0000 | |
| 4.84 | 12,683.8900 | |
| | | 49.920 |
| | | 228.072 |
| | | 3,392.775 |
| | | 3,566.200 |
| | | 1,125.000 |
| | | 3,642.995 |

大坂金蔵拝借帳について（大野）

表 2 表 享和三亥年分大坂御金蔵金銀拝借帳（役職・事由別・構成比）

| | 金 両 | 銀 貫 匁 | 金換算計両 |
|-------------------------------------|-------------|---------------|-------------|
| 宇治茶師 | | | |
| 御物茶師 7 人①② | 895.5000 | 124,680.000 | |
| 御袋御通茶師 7 人 | 172.9350 | | |
| 御通茶師①② | 456.3218 | 93,920.475 | |
| 上林味卜（茶師）①② | 256.0000 | 19,000.000 | |
| 上林内記（上林竹庵子孫）①② | 2,405.0000 | 45,500.000 | |
| 小計（拝借金返納） | 4,185.5718 | 283,100.475 | 8,903.9131 |
| 代官 | | | |
| 大塚彦六（丹後久美浜代官） | | 196,000.000 | |
| 一橋御用利銀納 | | 196,000.000 | 3,266.6667 |
| 内藤十右衛門（大坂谷町代官）・ 飯塚伊兵衛（大坂鈴木町代官）①② | | 1,056,771.800 | |
| 廻船前貸返納 | | 1,056,771.800 | 17,612.8633 |
| 稲垣藤四郎（但馬生野代官）① | | 103,000.000 | |
| 重田又兵衛（美作久世代官）② | 4,640.0000 | | |
| 稲垣藤四郎（但馬生野代官）③ | 2,500.0000 | | |
| 柘植又左衛門（備中倉敷代官）③ | 4,640.0000 | | |
| 池田仙九郎（大坂谷町代官）⑤ | 5,440.0000 | | |
| 布施孫三郎（但馬生野代官）② | 4,640.0000 | | |
| 布施孫三郎（但馬生野代官）③ | 4,800.0000 | | |
| 篠山十兵衛（大坂鈴木町代官）② | 4,640.0000 | | |
| 稲垣藤四郎（但馬生野代官）⑦ | 130.0000 | | |
| 生野銀山貸付利金返納計 | 31,430.0000 | 103,000.000 | 33,146.6667 |
| 稲垣藤四郎（但馬生野代官）④ | 1,433.5000 | | |
| 稲垣藤四郎（但馬生野代官）⑤ | 5,090.5000 | | |
| 稲垣藤四郎（但馬生野代官）⑥ | 909.5000 | | |
| 布施孫三郎（但馬生野代官）① | 1,253.2000 | | |
| 重田又兵衛（美作久世代官）① | 1,500.0000 | | |
| 大岡源右衛門（石見大森代官） | 1,200.0000 | | |
| 野村権九郎（丹後久美浜代官）① | 2,400.0000 | | |
| 高木作右衛門（長崎代官） | 1,776.0000 | | |
| 柘植又左衛門（備中倉敷代官）① | 2,400.0000 | | |
| 式朱判通用貸付返納計 | 17,962.7000 | | 16,709.5000 |
| 稲垣藤四郎（但馬生野代官）② | | 83.160 | |
| 内藤重三郎（京都代官） | | 402.480 | |
| 小堀縫殿（京都代官）① | | 5,987.250 | |
| 小堀縫殿（京都代官）⑤ | | 3,566.200 | |
| 小堀縫殿（京都代官）⑥ | | 1,125.000 | |
| 石原清左衛門（近江大津代官）② | | 6,428.830 | |

郎二万両五・七九パーセントは御三家の紀伊家に対してであるので特別に大坂金蔵から拝借したものであろう。出羽久保田城主佐竹右京大夫家来宛の秋田銅山拝借返納一万五〇〇〇両は四・三四パーセントを占める。

次に拝借の事由をみると、山城宇治の茶師たちはいずれも拝借金返納である。

| 構成比 | 残金 両 | 残銀 貫 匁 |
|-------|-------------|-------------|
| | | 14,481.980 |
| | | 1,202.920 |
| | | 10,828.585 |
| | | 203.456 |
| | | 10,251.680 |
| | | 1,210.712 |
| | | 24,744.375 |
| | | 12,296.250 |
| | | 21,320.625 |
| | | 1,378.125 |
| | | 11,902.500 |
| | | 937.500 |
| | | 24,669.375 |
| 0.87 | | 147,433.045 |
| | | 152.595 |
| | | 2,402.170 |
| | | 2,917.602 |
| | | 2,504.160 |
| 0.06 | | 7,976.527 |
| | | 110.786 |
| | | 22.171 |
| | | 87.883 |
| 0.00 | | 220.840 |
| | 14,000.0000 | |
| | 10,000.0000 | |
| | 12,017.0000 | |
| | 10,780.0000 | |
| 13.54 | 46,797.0000 | |
| | | 4,680.000 |
| | 482.4000 | |
| 0.20 | 482.4000 | 4,680.000 |
| | 2,500.0000 | |
| | 2,500.0000 | |
| | 5,000.0000 | |
| 2.89 | 10,000.0000 | |
| | | 7,351.800 |
| | 19.8100 | |
| | 24.7800 | |
| | | 6,889.590 |
| | 250.0000 | |

代官は、近江大津代官石原清左衛門正範二口は摂津・和泉代官所農具代・夫食代拝借返納、同石原庄三郎正通六口は取扱荒地起返手当返納のほか河内・摂津代官所困窮御救い返納、河内・摂津・近江代官所水難流失壊れ家小屋掛け料、急夫食・再夫食・種粳代拝借返納である。京都代官内藤重三郎忠恕一口も山城代官所夫食代拝借返納である。同小堀縫殿邦明八口は取扱荒地起返手当返納、山城・摂津・丹波代官所夫食代・種粳代拝借返納、山城・河内代官所当分預所水難夫食代・流失壊れ家小屋掛け料拝借返納、大和代官所早魃損毛種粳代拝借返納である。山城宇治代官上林六郎久忠五口は山城・河内代官所水難種粳代・急夫食代・再夫食拝借返納である。大坂谷町代官内藤十右衛門忠尚・大坂鈴木町代官飯塚伊兵衛二口は廻船御用達苦屋久兵衛廻船打ち立て前貸し返納である。同竹垣三右衛門直温三口は摂津・播磨代官

大坂金蔵拝借帳について（大野）

| | 金 両 | 銀 貫 匁 | 金換算計両 |
|-----------------|-------------|-------------|-------------|
| 羽倉権九郎（大坂鈴木町代官）① | | 24,871.930 | |
| 羽倉権九郎（大坂鈴木町代官）④ | | 2,122.800 | |
| 竹垣三右衛門（大坂谷町代官）① | | 18,869.000 | |
| 竹垣三右衛門（大坂谷町代官）③ | | 359.040 | |
| 揖斐造酒助（豊後日田代官） | | 18,091.200 | |
| 池田仙九郎（大坂谷町代官）① | | 1,513.400 | |
| 池田仙九郎（大坂谷町代官）⑥ | | 24,744.300 | |
| 木村周蔵（大坂鈴木町代官）② | | 12,296.200 | |
| 上林六郎（山城宇治代官）① | | 21,320.600 | |
| 上林六郎（山城宇治代官）② | | 1,378.100 | |
| 上林六郎（山城宇治代官）④ | | 11,902.500 | |
| 上林六郎（山城宇治代官）⑤ | | 937.500 | |
| 池田仙九郎（大坂谷町代官）⑦ | | 24,669.300 | |
| 夫食代拝借返納計 | | 180,668.790 | 3,011.1463 |
| 小堀縫殿（京都代官）② | | 269.283 | |
| 小堀縫殿（京都代官）③ | | 4,003.400 | |
| 羽倉権九郎（大坂鈴木町代官）③ | | 4,872.112 | |
| 上林六郎（山城宇治代官）③ | | 2,504.100 | |
| 種籾代拝借返納計 | | 11,648.895 | 194.1483 |
| 石原清左衛門（近江大津代官）① | | 195.520 | |
| 羽倉権九郎（大坂鈴木町代官）② | | 39.110 | |
| 竹垣三右衛門（大坂谷町代官）② | | 155.106 | |
| 農具代拝借返納計 | | 389.736 | 6.4956 |
| 小堀縫殿（京都代官）④ | 14,000.0000 | | |
| 野村権九郎（丹後久美浜代官）② | 10,000.0000 | | |
| 柘植又左衛門（備中倉敷代官）② | 12,017.0000 | | |
| 石原庄三郎（近江大津代官）① | 10,780.0000 | | |
| 荒地起返手当返納計 | 46,797.0000 | | 46,797.0000 |
| 柘植又左衛門（備中倉敷代官）④ | | 4,680.000 | |
| 早川八郎左衛門（美作久世代官） | 603.0000 | | |
| 旱損普請手当拝借返納計 | 603.0000 | 4,680.000 | 681.0000 |
| 池田仙九郎（大坂谷町代官）④ | 2,500.0000 | | |
| 篠山十兵衛（大坂鈴木町代官）① | 2,500.0000 | | |
| 木村周蔵（大坂鈴木町代官）① | 5,000.0000 | | |
| 小児養育手当返納計 | 10,000.0000 | | 10,000.0000 |
| 小堀縫殿（京都代官）⑦ | | 7,351.800 | |
| 小堀縫殿（京都代官）⑧ | 19.8100 | | |
| 池田仙九郎（大坂谷町代官）⑧ | 24.7800 | | |
| 池田仙九郎（大坂谷町代官）⑨ | | 6,889.500 | |
| 石原庄三郎（近江大津代官）② | 250.0000 | | |

| 構成比 | 残金 両 | 残銀 貫 匁 |
|-------|--------------|-------------|
| | 64.7025 | 19,550.630 |
| | | 16,948.130 |
| | | 8,659.650 |
| | 34.8075 | 19,929.380 |
| | | 19,929.380 |
| | | 6,099.510 |
| | | 350.630 |
| | | 12,296.250 |
| | | 6,714.810 |
| 0.72 | 394.1000 | 124,719.760 |
| | 2.3268 | 173.800 |
| 0.00 | 2.3268 | 173.800 |
| 34.41 | 100,349.1768 | 415,110.750 |
| | | 15,891.854 |
| | 1,000.0000 | 103,754.344 |
| | | 123,000.000 |
| | | 5,237.300 |
| | 6,226.0000 | 6,154.100 |
| | | 73.955 |
| | | 341,186.190 |
| 11.26 | 7,226.0000 | 596,592.538 |
| | | 5,338.717 |
| 0.04 | | 5,338.717 |
| | 87.0000 | 17,910.000 |
| 0.11 | 87.0000 | 17,910.000 |
| | | 19,109.000 |
| 0.09 | | 19,109.000 |
| | | 23,722.500 |

所夫食代・農具代拝借返納、撰津当分預所夫食拝借返納である。同池田仙九郎但季九口は播磨代官所百姓家類焼農具代、同夫食代、小児養育荒地起返手当貸付返納、河内代官所当分預所夫食代・再々夫食代・水難小屋掛け、美作当分預所夫食代、河内元代官所当分預所水難種粃代拝借返納、生野銀山水抜き荒地起返手当貸付返納である。大坂鈴木町代官飯塚伊兵衛英長一口は代官所夫食代拝借返納である。同羽倉権九郎秘救四口は撰津・河内・播磨代官所当分預所夫食代・農具代・種粃代拝借返納である。同篠山十兵衛景義六口は小児養育荒地起返手当貸付返納、撰津・河内代官所当分預所水損夫食・再夫食・種粃代・壊家小屋掛け拝借返納、それに生野銀山水抜き荒地起返手当貸付返納である。同木村周蔵光休五口は小児養育荒地起返手当貸付返納、撰津代官所夫食代・水難夫食代・再夫食代・種粃代拝借返納である。丹後久美浜代官大塚彦六時睦一口は一橋御用銀利付貸し渡し利銀納である。同野村権九郎正福二口は丹後・但馬・美作代官所当分預所式朱判通用貸付返納、荒地手当貸付利金上納である。但馬生野代官稲垣藤四郎富強七口は生野銀山水稼ぎ助成元銀取立上納、生野銀山水抜き普請手当貸付利金、但馬阿瀬銀山水当下金貸付元金上納、播磨代官所夫食代拝借返納、西

大坂金蔵拝借帳について（大野）

| | 金 両 | 銀 貫 匁 | 金換算計両 |
|-------------------------|--------------|---------------|--------------|
| 石原庄三郎（近江大津代官）③ | | 19,550.600 | |
| 石原庄三郎（近江大津代官）④ | 64.7025 | | |
| 石原庄三郎（近江大津代官）⑤ | | 16,948.100 | |
| 石原庄三郎（近江大津代官）⑥ | | 8,659.600 | |
| 篠山十兵衛（大坂鈴木町代官）③ | | 19,929.300 | |
| 篠山十兵衛（大坂鈴木町代官）④ | 34.8075 | | |
| 篠山十兵衛（大坂鈴木町代官）⑤ | | 19,929.300 | |
| 篠山十兵衛（大坂鈴木町代官）⑥ | | 6,099.500 | |
| 木村周蔵（大坂鈴木町代官）③ | | 350.600 | |
| 木村周蔵（大坂鈴木町代官）④ | | 12,296.200 | |
| 木村周蔵（大坂鈴木町代官）⑤ | | 6,714.800 | |
| 水難拝借返納計 | 394.1000 | 124,719.300 | 2,472.7550 |
| 池田仙九郎（大坂谷町代官）② | 2.9085 | | |
| 池田仙九郎（大坂谷町代官）③ | | 173.800 | |
| 類焼拝借返納計 | 2.9085 | 173.800 | 5.8052 |
| 小計 | 105,936.5085 | 1,678,053.089 | 118,904.0600 |
| 大坂町奉行 | | | |
| 興津能登守（大坂町奉行） | | 200,000.000 | |
| 曲渕甲斐守（大坂町奉行） | | 1,200,000.000 | |
| 室賀山城守（大坂町奉行）・京極伊予守（同）①② | | 123,000.000 | |
| 佐野備後守（大坂町奉行）・小田切喜兵衛（同） | 1,000.0000 | | |
| 小田切土佐守（大坂町奉行）・松平石見守（同） | | 5,237.300 | |
| 松平石見守（大坂町奉行）・坂部能登守（同） | | 30,769.700 | |
| 水野若狭守（大坂町奉行）・佐久間左京（同） | 6,226.0000 | 73.955 | |
| 山口丹波守（大坂町奉行）・成瀬因幡守（同） | | 341,186.190 | |
| 小計（大坂諸拝借返納） | 7,226.0000 | 1,900,267.145 | 38,897.1191 |
| 京都町奉行 | | | |
| 鈴木新吉（京都町奉行） | | 9,023.100 | |
| 小計（代官所夫食代拝借返納） | | 9,023.100 | 150.3850 |
| 伏見奉行 | | | |
| 加納遠江守（伏見奉行）① | 87.0000 | | |
| 加納遠江守（伏見奉行）② | | 17,910.000 | |
| 小計（伏見宿本陣洪水水難拝借返納） | 87.0000 | 17,910.000 | 385.5000 |
| 播磨龍野城主家来 | | | |
| 脇坂淡路守（預所大名播磨龍野城主）家来 | | 19,109.000 | |
| 小計（預所水損手当拝借返納） | | 19,109.000 | 318.4833 |
| 摂津高槻城主家来 | | | |
| 永井日向守（預所大名摂津高槻城主）家来① | | 23,722.500 | |

| 構成比 | 残金 両 | 残銀 貫 匁 |
|--------|--------------|--------------------------------|
| | 24.9550 | 22,511.200 11,068.200 |
| 0.28 | 24.9550 | 57,301.900 |
| | 2,500.0000 | |
| 1.45 | 2,500.0000 | |
| | 15.0000 | |
| 0.01 | 15.0000 | |
| | | 1,452,500.000 292,000.000 |
| 11.58 | | 1,744,500.000 |
| | 30,000.0000 | |
| 8.68 | 30,000.0000 | |
| | 10,000.0000 | |
| 2.89 | 10,000.0000 | |
| | 20,000.0000 | |
| 2.89 | 20,000.0000 | |
| 5.79 | 20,000.0000 | |
| | | 2,252,100.000 2,252,100.000 |
| 11.78 | | |
| | 3,000.0000 | |
| 4.34 | 3,000.0000 | |
| 100.00 | 177,940.9286 | 5,632,607.815 |

国中国筋式朱判通用貸付返納である。同布施孫三郎義容三口は西国中国筋式朱判通用貸付返納、生野銀山水抜き荒地起返手当貸付返納である。美作久世代官重田又兵衛信征二口は中国筋式朱判通用貸付返納、生野銀山水抜き荒地起返手当貸付返納である。同早川八郎左衛門正紀一口は美作・備中代官所当分預所早損手当拝借返納である。備中倉敷代官柘植又左衛門竹苞四口は備中・讃岐・伊予代官所当分預所式朱判通用貸付返納、荒地手当私領貸付利金上納、生野銀山水抜き荒地起返手当貸付返納、播磨代官所自普請手当拝借返納である。石見大森代官大岡源右衛門孟清一口は石見・備後代官所当分預所式朱判通用貸付返納である。豊後日田代官揖斐造酒助政恒一口は豊後・豊前代官所夫食代拝借返納である。長崎代官高木作右衛門忠任一口は肥前代官所式朱判通用貸付返納である。

大坂町奉行の興津能登守忠通は大坂冥加銀地代銀町人貸し渡し利足上納、同曲渕甲斐守景衡は大坂川地代銀貸付利足川手入れ入用渡し、同室賀山城守正之・京極伊予守高主は大坂浜納屋地冥加・兵庫拝借冥加上納、同じく播磨村拝借冥加上納である。同佐野備後守政親・小田切喜兵衛直年は西宮困窮拝借冥加上納、同小田切土佐守直年・松平石見守喜強

大坂金蔵拝借帳について（大野）

| | 金 両 | 銀 貫 匁 | 金換算計両 |
|----------------------------|--------------|---------------|--------------|
| 永井日向守（預所大名摂津高槻城主）家来② | 24,955.0 | | |
| 永井日向守（預所大名摂津高槻城主）家来③ | | 22,511.200 | |
| 永井日向守（預所大名摂津高槻城主）家来④ | | 11,068.200 | |
| 小計（預所夫食小屋掛種廻拝借返納） | 24,955.0 | 57,301.900 | 979.9867 |
| 京都所司代 | | | |
| 堀田相模守（京都所司代） | 5,000.0000 | | |
| 小計（京都引越・難儀拝借返納） | 5,000.0000 | | 5,000.0000 |
| 禁裏付 | | | |
| 石谷肥前守（禁裏付） | 25.0000 | | |
| 小計（江戸屋敷類焼拝借返納） | 25.0000 | | 25.0000 |
| 銀座年寄等 | | | |
| 中村吉右衛門・平野作左衛門・長谷川長兵衛（銀座年寄） | | 1,800,000.000 | |
| 銀座年寄 3 人・大坂町人 2 人 | | 600,000.000 | |
| 小計（支配銅山・御用拝借返納） | | 2,400,000.000 | 40,000.0000 |
| 御金改役 | | | |
| 後藤庄三郎（御金改役） | 30,000.0000 | | |
| 小計（大坂金蔵除金上納） | 30,000.0000 | | 30,000.0000 |
| 薩摩藩 | | | |
| 松平豊後守（薩摩鹿兒島城主島津齊宣） | 10,000.0000 | | |
| 小計（難儀拝借返納） | 10,000.0000 | | |
| 紀州藩 | | | |
| 三井孫十郎（紀州家臣または町人）①② | 20,000.0000 | | |
| 小計（紀伊領分砂糖製作手当拝借返納） | 20,000.0000 | | 20,000.0000 |
| 対馬嚴原城主 | | | |
| 宗対馬守（対馬嚴原城主）①②③ | | 2,441,250.000 | |
| 小計（朝鮮信使来朝拝借返納） | | 2,441,250.000 | 40,687.5000 |
| 出羽久保田城主家来 | | | |
| 佐竹右京大夫（出羽久保田城主）家来①②③ | 15,000.0000 | | |
| 小計（秋田銅山拝借返納） | 15,000.0000 | | 15,000.0000 |
| 合計 | 198,738.4203 | 8,806,013.941 | 345,505.3193 |

注) 残銀計算合計5,632,607.875

は大坂浜納屋地冥加・兵庫拝借年季明返納、同松平石見守・坂部能登守広吉は悪水吐自普請入用拝借返納、同水野若狭守忠道は為替取扱人へ下金大坂貸付残銀返納、同山口丹波守直清・成瀬因幡守正存は為替取扱人へ下金大坂貸付利銀元銀返納である。

京都町奉行鈴木新吉正義は河内代官所夫食代拝借返納である。

伏見奉行加納遠江守久周は伏見宿本陣洪水拝借返納、預所水難相続拝借返納である。

播磨龍野城主脇坂淡路守安董家来は大名預所美作の水損手当拝借返納、摂津高槻城主永井日向守直進家来は大名預所摂津・河内の急夫食代・再夫食代・種粃代および出水壊家小屋掛け料拝借返納である。

京都所司代堀田相模守正順は京都へ引越し拝借返納である。

禁裏付石谷肥前守清茂は江戸拝領屋敷類焼への拝借金であるが、裏判手形は京都所司代堀田相模守正順である。額は少額であるが、禁裏付という役職上所司代が裏判手形を出したのである。そしてこれらには勘定奉行・勘定吟味役らの添状が加えられているのである。

中村吉右衛門・平野作左衛門・長谷川長兵衛ら銀座年寄は銀座支配の銅山稼ぎ方拝借返納であり、銀座年寄と大坂町人二人計六人は御用に付貸し渡し返納である。

御金改役後藤庄三郎は大坂金蔵除金上納である。

薩摩鹿児島城主松平豊後守すなわち島津齊宣は手当難儀拝借返納である。

三井孫十郎は紀州藩家臣または町人と思われるが、紀伊殿領分砂糖製作手当拝借返納である。

対馬厳原城主宗対馬守は朝鮮信使同道・朝鮮人參・朝鮮人来聘・永続手当入用拝借である。

出羽久保田城主佐竹右京太夫義和家来は秋田銅山新規普請稼ぎ方入用拝借返納である。

おわりに

大坂金蔵勘定帳について長文にわたって述べてきたが、簡単に整理して問題点を指摘したい。

先に掲げた「元禄十六未宝永元申式ヶ年分大坂御金蔵金納方御勘定帳」の元禄十六年（一七〇三）大坂金蔵納金銀は金二三万〇三二六兩一分・銀六三九〇貫六八一匁二分三厘二毛、計金換算三三万六八三七兩六〇四、宝永元年（一七〇四）の大坂金蔵納金銀は金二五万四一三七兩一分二朱・銀二六八六貫五二九匁五分四厘八毛、計金換算二九万八九一二兩八六七である。

これに対して享和二年（一八〇二）大坂金蔵勘定帳の納合は金一九万四九五兩二五・銀一万〇三一四貫七九六匁七分八毛一弗・大判他銀換算二貫二三八匁四分一厘四弗、計金換算三九万三二四七兩〇八〇六である。元禄十六年より五万六三〇九兩四七六多、宝永元年より九万四二三四兩二一三六多。また天保四年（一八三三）大坂金蔵勘定帳の納合は金四万三三四七兩・銀一万三二四二貫三六四匁八分五厘一毛三弗・大判他銀換算一貫二四七匁七分九厘四毛四弗、計金換算二七万二〇四〇兩五一四である。元禄十六年より六万四七九七兩〇九二六少、宝永元年より二万六八七二兩三五五六少ない。

時期も一〇〇年ないし一三〇年ほど違い、貨幣価値や経済状況も異なるので一概には言えないが、享和二年は大坂周辺の水害により年貢等収入が減少したと思われるが、それほど大きな影響はなかったのであろうか。いっぽう天保四年の減少はかなり大きく、凶作・飢饉・米価騰貴、そして騒動・打ちこわしの影響であろうか。

松平定信の寛政改革の一環として公金貸付制度の拡大がなされ、貸付の対象が江戸町人以外に大名・旗本・富商・農

民らに広がり、勘定所御用達商人が成立した。一割前後の利子を新たな収入源とし、町奉行・代官・遠国奉行・勘定奉行が事務を取り扱い、貸出高は寛政十二年（一八〇〇）約一五〇万両、文化十四年（一八一七）には約三〇〇万両に達したという。貸付の種類は利子付の御貸付金、救済目的の拝借金、一時立て替えの立替金がある。

公金貸付の研究は江戸およびその周辺が中心であるが、畿内での中心は大坂金蔵であろう。この大坂金蔵拝借帳はその一端を示しているように思える。

公金貸付の対象として、農村の維持救済のための荒地起返と小児養育が挙げられるが、拝借帳のうち代官の拝借事由では、最も多いのは荒地起返の一三・五四パーセント、また小児養育は三・一七パーセントであり、他の夫食・種粃・農具代や早損・水損・類焼などの拝借返納は遥かに少ない。ほかに記される生野銀山は九・五九パーセントであるが、西日本有数の銀山でその維持のための貸付は重要であり、二朱判通用貸付はこの時期特有の政策である。

同様に銀座年寄らは銀座支配銅山稼ぎ方入用拝借返納（二一・五八パーセント）、佐竹右京太夫家来は秋田銅山新規普請稼ぎ方入用拝借返納（四・三四パーセント）で、幕府にとって重要な銀山・銅山への融資を行っている。

対馬嚴原城主宗対馬守は朝鮮信使同道・朝鮮人参・朝鮮人来聘・永統手当入用拝借で、項目としては最も大きい一一・七八パーセントを占める。薩摩鹿児島城主島津斉宣は琉球使節参府同道（ほかに禁裏造宮助役上納で、二・八九パーセント）を占め、共に外交用務に対する融資である。

拝借帳に記される拝借金銀の利率は最も高いものでも年一割二分、低いものでは月五朱つまり年率六分で、当時の普通の利率に比較すれば安い。拝借主が周辺の大名・旗本などの私領にそれより高い利率で又貸しすれば、拝借主の利益にもなる。しかし返済が困難となり、年延べ（年季の延長）・利下げ・利足免除・棄捐などとされる記載が随所に見られ、そしてその都度勘定奉行・吟味役などの添状や裏判手形が出されるのである。

大坂金蔵は畿内以西の代官所・遠国奉行所・大名預所の年貢以下の収納、幕府上方役人の給与や行政的経費、大坂在番・加番・二条在番の合力米大豆代金などの支出を行い、剰余金銀は江戸金蔵に為替などで送付する。それと共に大坂金蔵拝借帳に見られるように、重要な融資機能を持っていたのである。

〔付記〕 本稿の作成に当たり、三井文庫研究会で研究発表の機会を与えられ、『三井文庫論叢』の貴重な紙面を割いて小論を掲載することをお許し戴いた公益財団法人三井文庫および職員の皆様に深甚な謝意を表したい。とりわけ多くの助言を下された主任研究員村和明・研究員下向井紀彦両氏に感謝申し上げる。